２０１７年度事業計画

(2017 年 3 月 24 日　評議員会・理事会議決)

社会福祉法人　宮城厚生福祉会

はじめに

安倍政権の暴走政治を許さず、立憲主義の回復の運動をさらに前進させなければなりません。そのためにも今年度は憲法の学習をしっかりと実施していきます。辺野古への米軍基地建設や原発再稼働など、憲法を守る、人権という視点からも、社会保障活動の運動に取り組んで行きます。しかし介護・保育・障がい・児童と私たちが実施する事業は、社会保障制度の解体と改悪のもとに、年々厳しさを増しています。一方で具体的な経営的課題も乗り越えていかなければなりません。

介護事業では、人材確保が困難になっており、事業の縮小、休止を余儀なくされています。介護に携わる者の低賃金の問題等は、運動で切り開く課題でもありますが、人員確保を再重点課題として、休止している事業の再開に向けて全力を尽くしていきます。

介護保険制度の改悪が続いており、昨年より２割負担や特養は要介護３以上など、本当に使い勝手の悪いものとなっています。また新たに自治体による総合事業が実施される事になります。利用者にも経営者にも本当に厳しい介護保険制度となっています。

保育事業では、４月から岩切たんぽぽ保育園の運営が開始されます。仙台市立岩切保育所からの民間法人への移行という、当法人では初めての取組であり成功に向けて引き続き尽力していきます。保育事業でも人材確保が課題となってきており、介護と合わせて法人としての対策が必要となってきています。県内でも小規模保育所が多数開園していますが、申込希望も増加し、待機児童解消にはほど遠い状況です。待機児童の定義見直しも見送られ、隠れ待機児童も含めた本当の待機児童解消に向けては、動向を注視していくことが必要です。

障がい者事業については、工房歩歩、障がい児者サポートセンターてとてについても、経営的面から事業の再編、休止等を進めなければならない状況になっています。厳しい選択ですが、極力利用者様への影響を最小限に抑える形で移行できればと考えています。

児童厚生事業である宮城野児童館の運営についても、一館での運営ということもあり、経験交流ができないなどの困難な状況はありますが、宮城野児童館の運営は高い評価を受けており、今年度もより良い運営を目指して運営していきます。

法人として宮城民医連第６次長期計画を策定しました。要約すれば次の通りです。２０２０年までは法人として新たな事業は岩切たんぽぽ保育園を最期に新たな事業展開はしない方針です。しかし社会福祉法人の施設建設等は許認可の関係上自治体公募により決定され自治体からの施設建設、運営要請もあるところから、その場合には、宮城民医連と相談しながら進めていくこととします。

介護事業では、医療と介護の連携強化、地域包括ケアシステム構築、総合事業等について検討を開始します。保育事業は基本姿勢として民営化には慎重でしたが、個別的な要請もあり岩切たんぽぽ保育園を建設しました。良い運営を実施することに全力を尽くします。児童厚生事業については児童館の運営実績があることから、自治体からの要請があります。建設費の負担はないことから、状況に応じて対応を考えていきます。今後は地域を支えていくと

いう視点で、施設が地域で果たす役割を重視しながら、子どもから高齢者までの地域包括ケアシステム、まちづくりに重点を置き、経営基盤の確立に向けた地域向けの取組を重視していきます。

法人は２０１７年４月で１４施設、職員数４５０人程の規模になっています。その職員と家族を守っていく責務と同時に、地域福祉の拠点としての役割も守らなければなりません。

研修制度にも力を注ぎ職員育成に努めてきましたが、人材確保ができないという困難に直面しています。日本全体が人手不足という中で、福祉分野で人材を確保するには何をしたらよいのか、英知を結集し手だてを尽くしたいと考えます。しかし福祉分野での制度改悪と同時に、福祉関係への報酬は年々減少しており賃金で人材を確保できない状況にあります。賃金、労働形態含めて抜本的改革が必要な時になってきています。労働組合と充分な話し合いが必要となってきています。

今法人は、本当に困難に時期にあります。法人としてできる事、施設でできることに、しっかりと取り組みたいと考えています。職員を信頼し依拠しながら、法人の展望を切り開いていきます。

2017 年度の重点課題

１．人事部を中心に、人材確保と法人理念に基づく人事育成のための取り組みを行います。また長期的な人材確保政策等を策定します。

２．法人全体、各部門、事業別に健全な黒字経営を追求し、安定した経営基盤を構築する取組を実施するとともに、労務管理やコンプライアンス等の徹底に努めます。

３．管理者が中心となり、理念に基づく実践を追求しながら、職員集団、職場集団づくりと育成を進めます。

４．社会保障運動を重視し、平和で人々が幸せに暮らせる社会の実現に向けて、広範な団体・個人と共同で運動を進めます

５．理事会で決定された事項の執行機能として、常務会、執行管理者会議（施設長会議）、各部・委員会を本部機能として位置づけ、さらに強化します。そのもとに社会保障部、教育研修委員会、総務部（広報委員会・共済運営委員会）財務部（経理部・財務部）、人事部、後援会委員会を構成し、各分野、部門での政策や当面する課題について具体的取組と提案を実施します。

介護事業

2016 年度に倒産した介護サービスの事業者は 108 件にのぼり、前年より 32 件増加しています。介護保険制度スタート以来、件数は最多、増加幅は最大となっています。介護報酬の引き下げや慢性的な人手不足、競争の激化などが要因で、「経営力が落ちる事業所の淘汰が進んだ」「業界内の淘汰の動きが強まっている」などと分析されています。サービス別にみると、訪問介護が最も多く、デイサービス、ショートステイと続き、全体の 79.6%となっており、規模が小さく、経験の浅い事業者が中心となっています。2 割の自己負担の影響もあり、利用控えや特別養護老人ホームへの入居を辞退するケースも増えています。利用者と事業者双方に負担を強いる結果となっています。

国は、人手不足が深刻な介護職員の賃金を平均で月 1 万円程度引き上げるため、2017 年 4 月より、キャリアアップの仕組みを構築し臨時に 1.14%（在宅分：0.72%、施設分：0.42%）の介護報酬改定を行うことを決定しました。実態として一般企業と比較すると介護職員の賃金は月額 9 万円程度不足していると報告されています。「低賃金」「重労働」というネガティブイメージが先行している介護業界は慢性的な人手不足に悩まされています。特に宮城県はこの傾向が強く、開所できない事業所も少なくありません。

2017 年度方針

1.人事政策を策定し計画的にすすめます
- ・現状を勘案し、人材確保のための政策をつくります
- ・職員育成、評価のための政策をつくります

2.経営の安定を図ります
- ・収支のバランスを考えた事業運営をします
- ・賃金改定をすすめます

3.サービスの質を追求します
- ・利用者の声をサービスに反映させていきます
- ・サービスの自己点検をします

4.来年度の報酬改定を見据えた運営を考慮します
- ・地域の状況を勘案し、総合事業等について考慮していきます

5.社会保障運動を推進します
- ・情勢を把握し職員へ発信していきます
- ・様々な団体と協同し、地域の現状を行政へ届ける活動へつなげていきます

保育事業

１、保育をめぐる情勢

国の保育制度が変わり仙台、大崎、多賀城でも小規模保育所が新たに数多くつくられています。仙台では認可保育所は７箇所、小規模保育所は４２箇所新規開園します。多賀城では小規模園が２２施設、大崎では認可園は１箇所ですが小規模保育園が多数開園します。待機児の数は確定していませんが、法人の各保育所の入所状況も変化してきています。乳銀杏は０歳の第一希望が 21 名（12 名受け入れ）と今までと変化なく入所希望が多いようですが、柳生、古川は０歳の入所希望が減少しています。古川、多賀城は１歳の待機は若干いますがほぼ充足の状況です。民営化を受けた岩切たんぽぽ保育園は幼児組の人数がそもそも少ないこともあり、定員割れで出発します。小規模保育所が多数増えたことで、待機児童は減少になっていることが予測されます。

事業の安定した継続のために保育士不足が深刻な問題になっています。2016 年度は岩切保育所の民営化を受け、必要な保育士数が確保できるか厳しい状況でした。7 月から採用試験を始め、計 6 回行い最低限の充足を図りましたが、仙台 2 箇園では入所数を減にして対応することになりました。今後も保育士確保と定着に力を入れていかなければなりません。

2017 年度は新たに保育指針の改定の答申が出され、周知のための研修が行政から計画されると思います。「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた国民を育成する」という上から人づくりを感じさせるものとして、専門家から批判されている内容になっています。就学までに育ってほしい姿の 10 項目が再編成され、これまでの指針にはなかった国旗掲揚が上げられています。法人内保育所で研修会を行い、新指針の捉えを踏まえ、法人理念に掲げた保育実践に確信をもって追及していくことが大事になります。

２、重点課題

① 今年度採用された新入職員が法人理念を理解し、やりがいや意欲を持ち働き続けるために、研修と職員関係づくりに配慮していくことが大切になります。各園の管理部、職責者を中心に、各層の職員の力が発揮されるように取り組みます。

② 法人キャリアパス保育版の実施運用を行い、研修の充実と共に職員の専門性、職務遂行の向上を図ります。

３、目標

① 法人主任保育士会を定期的に行い、園内研修計画づくりと、保育の指導援助について学び交流し、法人保育所の保育の質の向上をめざす

②法人全体の研修と共に、保育園合同の保育内容の研修を計画実施していく

③ 法人園長会で学習を位置づけ、新指針、職員育成、保護者支援について学び深めていく

障がい事業

平成 29 年 4 月より、児童福祉法が一部改正されます。厚生労働省は、障がい児のサービス提供体制の基本指針として、『厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。』としています。

その概要は、市町村及び都道府県がこの基本指針に即した「障害児福祉計画」を策定することを義務付けています。市町村障害児福祉計画においては、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを把握することが求められています。大崎市においても 4 月より、「第 1 期障害児福祉計画」の策定委員会を立ち上げ、平成 30 年度の施行に向けて動いている状況となっています。

都道府県における障害児福祉計画は、市町村障害児福祉計画と一体的に策定されることとし、都道府県の障害児福祉計画で通所・入所サービスの必要量が達成されたと判断した場合、児童発達支援や放課後等デイサービス等の新規指定を受けさせないという項目が付け加えられています。これに対する市町村の解釈は多岐にわたっていますが、大崎市としては現在のところ、ニーズ調査をしっかりと行なうことで必要な事業展開を実施していくという見解を示していますが、今後どのような方向に進んでいくかは不透明な状態です。

就労支援についても、全国的に就労継続支援Ｂ型の支給量が増えているということから、厚労省は「就労継続支援Ｂ型の基本報酬減額」を目論んでいるという情報もあります。就労支援での基本報酬切り下げは人員確保の困難さ・サービスの質の低下を招きかねません。

障がい児者がともに地域で活き活きと暮らし、育つことのできる制度になるよう様々な関係機関と協力しながら、より充実した社会保障制度になるよう運動を進めていきます。

目標

１．工房歩歩及び障がい児者サポートセンターてとての安定した運営及び経営を目指します。

２．児童発達支援及び就労支援における職員のスキル向上を図りながら、サービスの質の向上を目指します。

３．職員の内外部での研修等に積極的に参加し、人材の育成に取り組みます。

４．地域に根差した施設運営に取り組みます。

５．介護・福祉の発展のため、社会保障運動を積極的に推進します。

６．法令を遵守します。

具体的な取り組み

1．各事業所は月次報告を基に予算執行率及び稼働率を把握しつつ、全職員と数値を根拠とした経営に関する討議の場を設け、安定した運営及び経営に取り組みます。

2．「安心、安全に働くことのできる職場」という観点から、業務改善や経費削減に取り組みます。

3．児童発達支援及び就労支援について、相談支援事業所と連携して、地域のニーズキャッチを実施しながら、児童発達支援センター及び放課後等デイサービス、多機能型就労支援事業所てとて古川の新規利用者獲得に取り組みます。

4．職場教育、評価制の構築に取り組み、職員が互いに育ち合え、働き続けられる職場づくりを目指します。

5．利用者様、ご家族に寄り添いながら、サービスの質の向上に努めます。

6．利用者様に満足していただくことのできるサービスを提供しながら、地域から選ばれる施設づくりに取り組みます。

7．就労支援において、地域及び県連内各事業所等と連携を図りながら、障がいのある方たちが一般就労へ向けた訓練ができるよう取り組みます。

8．大崎圏域において大崎健康福祉友の会等の関係機関と連携しながら、社会保障運動の拠点となるよう努めます。

9．管理者の連携を強め、障がい事業部として問題・課題の早期発見及び解決に努めます。

児童館事業

１．児童館をめぐる情勢

近年のひとり親家庭や共働き家庭の増加は学童期の子育てへの支援を必要としていて、放課後の子どもの居場所が求められています。

こうした市民の要望に応える形で仙台市は 2017 年 3 月「すこやか子育てプラン２０１５」を策定しました。そこでは、「子どもの活動拠点」として「児童館の整備」「放課後こども総合プランの推進」という基本施策が掲げられ、児童館に関わって次の４つの事業が掲げられています。

・放課後児童健全育成事業の推進　・放課後子ども総合プラン推進事業

・児童館等要支援児受け入れ事業　・中高生の自主活動支援事業

具体的には児童クラブでの 2021 年度小学 6 年生までの受けいれを段階的に実施することを目指すことが明記されています。

こうした市の施策に関わって、昨年度仙台市の子ども未来局では児童館事業の担当部局を「児童クラブ事業推進室」と改称し、人員が大幅に変わりました。2017 年度から 4 年生まで登録が拡大されました。(一部 5 年生)また放課後児童支援員資格制度が 3 年目を迎えます。良い内容も含まれていますが、時期・期間・割り当て人数等の課題がどこまで今年度改善されるかは未定です。今後 4 年生以上の児童への対応が必要になります。

また震災前から計画されていたという東宮城野小の児童館が具体化し、東宮城野小の 2 教室を改装して「東宮城野マイスクール児童館」として今年度開設されます。当児童館は宮城野小に一本化され、更に密接な協力・共同が可能になります。

2. 重点課題

① 「子育て支援新制度」についての理解を深め、仙台市の新制度について検討を加えながら、市民(利用者)にとってよりよいものになるよう具体化していきます。

② 宮城野小学校との連携のよりよいあり方を検討します。

３．目　標

① 「新制度」に関わる研修を深め、上学年が児童クラブに入ったときの対応ついて検討します

② 児童支援員資格が持てる職員を増やします。

③ 職員研修を深め、日常の仕事の伝達と交流を深め、特に若手の育成を図ります。

高齢者福祉施設「宮城野の里」

今年は新しい総合事業が始まります。軽度者が在宅生活を続ける上では、様々な支障が予想され、また事業所としては経営的な厳しさを増します。そんな状況の時こそ、施設方針に依拠した実践を、職員一丸となって進めたいと思います。

１．目標

① 利用者様、入居者様の望む生活を支えます。

② 地域に貢献できる施設を目指します。

③ 社会保障活動に参加します。

④ 経営の安定化を図ります。

２．具体的な取り組み

① 事業所、部門、委員会は、事業計画に沿った具体的取り組みを実践します。

② 職責者が中心となりケアプランの学習会を開催し、ケアプランに沿った日々の実践に繋げます。

③ 田子のまちと協同で地域のニーズに応える取り組みをします。

④ 社会保障委員会、職責者を中心に情勢の学習や署名活動などに取り組みます。

⑤ 事務部門、職責者を中心に経営の視点を持ち職員が経営に参加できる取組を進めます。

【福田町デイサービスセンターⅠ】

1. 目標

①利用者様の満足度を高め、目標を達成する為に、チームでの取り組みを強化します。

②目標稼働率：90%

2. 具体的取り組み

① ミーティングを毎日実施し、利用者様の様子について情報共有します。

② 個別ケアを実践していくために、チームでアセスメントする仕組みを整えます。

③ アセスメントに基づいて利用者様の残存機能を活かしたケアをします。

④ 環境整備と適切な介護により介護事故を防止します。

⑤ 送迎時の安全運転の徹底をします。

⑥ 介護者の気分転換と仲間づくりの為、家族懇談会を年 4 回開催します。

⑦ 内部研修や外部研修へ積極的に参加し職員にフィードバックします。

⑧ 魅力ある活動や好事例の紹介、介護に役立つ情報等の広報紙を発行し、利用者様ご家族、居宅介護支援事業所、地域へ発信します。

⑨ 相談員は、利用者様に関する報告・連絡・相談をこまめにし、事業所のセールスポイントを紹介し地域の居宅介護支援事業所と顔の見える関係を作ります。

⑩　キャンセルの際は、振替利用していただけるよう提案をします。

3.　年間行事計画

月	行事	会議学習内容
4	お花見ドライブ・買い物ドライブ	理念学習・通所介護とは？
5	おやつづくり	ケアプランと個別援助計画について
6	新緑ドライブ・買い物ドライブ	緊急時の対応（事故発生時の対応）
7	おやつづくり・家族懇談会	食中毒予防・感染症対策
8	夏まつり会	倫理・法令順守・個人情報の保護
9	敬老会・家族懇談会	身体拘束・虐待防止について
10	芋煮会	認知症ケア①
11	紅葉ドライブ・買い物ドライブ	認知症ケア②
12	忘年会・家族懇談会	緊急時の対応・感染症対策
1	初詣ドライブ・買い物ドライブ	認知症ケア③
2	節分	認知症ケア④
3	ひな祭り会・家族懇談会	認知症ケア⑤

- 年間行事費　60,000　（5,000×12ヶ月）
- 職員研修費　50,000

【福田町デイサービスセンターⅡ】

1.　目標

①　専門性ある認知症ケアを実践します。

②　利用者様、ご家族の様々な事情に合わせた柔軟なサービスを提供します。

③　地域の方々、ケアマネジャーなど各関係者から信頼され、評判の高いデイサービスを作ります。

④　利用率は60%を目標とします。

2.　具体的取り組み

①　専門性ある認知症ケアを実践する為に、ご家族、ケマネと連携し必要な情報収集をします。その情報を基に、どんな暮らしを望んでいるのか、分析し計画を立て実行し、そしてケアの統一を図ります。

②　体調変化に早期に気づけるために、表情や行動、仕草など些細な変化の観察と午前・午後２回のバイタルチェックを実施します。

③　設え・環境整備においては、利用者様に合わせた落ち着ける空間を作ります。

④　医学面から本人に及ぼす影響、生活障害としての理解、心理に生じる変化が生活面に与える影響など、月１回の会義で病気の理解を深めます。

⑤　ご家族やケアマネジャー、併用しているサービス事業所や主治医などとの連携・協力による包括的なケアを実践します。
⑥　連絡帳に、活動内容や表情の変化も伝え、家族との信頼関係を築きます。
⑦　必要時には、認知症についての知識や介護方法などご家族へアドバイスします。
⑧　介護者の気分転換と仲間づくりの為、家族懇談会を年４回開催します。
⑨　利用者様ご家族のニーズに合わせた柔軟な対応を目指します。
⑩　お試し利用の際は、満足のいく一日を過ごしていただける様に準備し、利用につながる取り組みをします。
⑪　年４回広報紙を発行し、ご家族やケアマネジャー、各関係者に届けてＰＲします。

3.　年間行事計画

月	行事	会議学習内容
4	お花見ドライブ・誕生会	理念学習・通所介護とは？
5	お食事会・誕生会	ケアプランと個別援助計画について
6	新緑ドライブ・誕生会 家族懇談会・運営推進会議	緊急時の対応（事故発生時の対応）
7	流しソーメン・誕生会	食中毒予防・感染症対策
8	夏まつり会・誕生会	倫理・法令順守・個人情報の保護
9	敬老会・家族懇談会・誕生会	身体拘束・虐待防止について
10	芋煮会・誕生会	認知症ケア①
11	紅葉ドライブ・誕生会	認知症ケア②
12	忘年会・誕生会・家族懇談会	緊急時の対応・感染症対策
1	初詣ドライブ・誕生会	認知症ケア③
2	節分・誕生会	認知症ケア④
3	ひな祭り会・誕生会 家族懇談会・運営推進会議	認知症ケア⑤

年間行事費　60,000　（5,000×12ヶ月）
職員研修費　50,000

【短期入所生活介護施設福田町】

1.目標
①　より良いケアを追及するために、多くのことに“気付ける”ようになり、かたちにするショートステイを目指します。
②　忘れ物を減らす取り組みをします。

③　目標稼働率 98%

2.具体的取組み

①　気付いたことをケアに活かせるよう、職員同士で情報交換を積極的に行い、カンファを通してケアというかたちにしていきます。そして 24ｈシートへ追加し、統一したケアを行っていきます。

②　利用者様の要望や意向を聞き取り、利用者様の楽しみになるような活動や行事を行います。

③　学習や内部、外部研修に参加して知識を増やし、多くのことに気付ける視点を身に付けます。

④　荷物チェック表の改善を行います。

⑤　忘れ物の原因を探り、忘れ物をしないような仕組みをつくります。

⑥　安定した稼働となるよう、居宅介護支援事業所との連絡を密にとります。

⑦　空床案内については、現在利用されていない事業所にも積極的に情報提供していくようにします。

⑧　ご希望日の利用が難しい場合でも他の日程を提案してみる等の利用につながるよう案内をしていきます。

⑨　長期的なご利用を月に 1～2 名確保できるようにします。

⑩　緊急のご利用希望にもできる限り対応できるようにします。

3.年間計画

月	行事	会議学習内容
4	お花見	新入職員研修、ショートステイとは
5	新緑ドライブ	認知症ケア
6	おやつ作り	倫理・法令遵守・個人情報の保護
7	夏祭り	食中毒予防・まん延防止
8	流しそうめん	身体拘束
9	敬老会	事故発生予防・再発防止
10	カラオケ大会	非常災害時対応
11	紅葉ドライブ	
12	忘年会	感染症予防・まん延防止
1	初詣・新年会	2016 年度総括・次年度計画
2	節分	
3	ひな祭り	

【ヘルパーステーション宮城野の里】

１．目標

① 短時間ケアの中でも、利用者様の 24 時間に目を向けて、できないことを補うだけでなく、できることの維持と可能性を引き出す、質の高いサービスを提供します。

② 利用者様やケアマネジャーが期待するイメージと提供するサービスが一致し「ここを選んでよかった、ここに頼めば安心」と思っていただける事業所を目指します。

③ 職員数を最大限に活かして、毎月 418 件の訪問と 1,504 千円の収入を目指します。

２．具体的取り組み

① サービス提供責任者として

- 契約内容やサービス内容についてわかりやすく説明します。
- 介護保険を利用できるサービスと出来ないものについて十分に説明します。
- ご相談やご要望・苦情に対し、真摯に受け止め対応します。
- 丁寧にアセスメントを行い、生活の質や自立度が高まる介護計画を作成します。
- ヘルパーと協力し、丁寧にモニタリングを行い、ケアの改善・向上を図ります。
- ケアマネジャーへの報告をこまめに行い、適宜ケアプランへの提案を行います。
- 職員間の情報共有・相談や話し合いがし易い環境を整えます。
- 利用者様の目標達成の為に、効果的なケアカンファレンスを運営します。

② 訪問介護員として

- 訪問介護のルールと目的、ケアプランをしっかり理解してサービスを提供します。
- 担当者間の情報共有や話し合いをしっかり行い、ケアの統一を図ります。
- 小さなミスやご要望でも全体で共有し、重大な事故や苦情の発生を防ぎます。
- 印象の良い（丁寧・敬語を基本とした）言葉遣いや態度と身なりを心がけます。
- その日の体調やお気持ちを聞いて、援助の仕方を工夫します。
- 家具や備品等の取扱いには十分注意し、後片付けや後始末も丁寧に行います。
- 利用者様およびご家族様の自尊心、羞恥心、プライバシーを厳守します。

4. 年間行事・研修等

4 月	今年度事業計画・目標の確認 「介護保険制度・訪問介護」研修	11 月	研修「感染症・食中毒予防と蔓延防止」 意向・満足度調査実施
5 月	「倫理・服務・法令遵守」研修 「個人情報の保護」研修	12 月	意向・満足度調査報告 「接遇・コミュニケーション」研修
6 月	「事故・急変時の対応手順」研修	1 月	年度若干の総括・次年度計画案
7 月	「非常災害時の対応手順」研修	2 月	育成面談
8 月	「身体拘束及び虐待防止・権利擁護」研修	3 月	個別研修計画・事業報告
9 月	上半期総括	毎月	事故・苦情防止活動
10 月	上半期報告	随時	「安全運転」研修

【ケアハウス宮城野の里】

１．目標

① １人ひとりの心身の状況を把握し、健康で生き生きと自分らしく安心した生活が送れるように支援します。

② 職員の質の向上に努めます。

２．具体的な取り組み

① 緊急時や状態変化の際にも相談、協力依頼できるように、保証人、ご家族、ケアマネジャーと連携を図ります。

② 個別にどのように生活したいか伺い、処遇計画に反映させ支援します。

③ 懇談会などで事故防止のための環境整備や介護予防について情報提供や勉強会を実施します。

④ 内部研修に取り組み、外部研修にも積極的に参加し現場で活かします。

３．年間計画

月	内容	毎週（木）カラオケサークル ２階喫茶開催 毎週（金）コーラスサークル
４月	お花見ドライブ	
5 月	誕生会、親睦会	
６月	学習会（食中毒予防）	
７月	ドライブ	
８月	ビアパーティー、誕生会	
９月	敬老会	
１０月	学習会（感染症予防）、芋煮会	
１１月	秋刀魚焼き、誕生会	
１２月	クリスマス会	
１月	新年会	
２月	豆まき、誕生会	
３月	ひな祭り会	

【居宅介護支援　宮城野の里】

1. 目標

① 地域に多く出向いて関係者や住民の方々との関わりを多く持ち、信頼と知名度を高め、選ばれる介護の相談窓口・居宅介護支援事業所になれるように努めます。

② 重度化、老々、認々、独居、経済的困難等どの様な困難を抱えていても、その方が望む在宅での暮らしが継続できるよう、ケアマネジメントを行っていきます。

③ ケアプラン作成数は運営基準上限（ケアマネジャー1 人あたり 35 件／月＝全体 183.75 件／月・収入額 2,810,000 円／月）を目指します。

2.　具体的取り組み

①　地域情勢の把握と新規相談を増やす為、サービス実施エリア（宮城野区、多賀城市、塩竈市、利府町、七ヶ浜町）毎に担当者を決めて、地域包括や病院等の定期訪問や、関係者との交流会への参加をし、顔の見える関係を作っていきます。

②　ご本人・ご家族・各サービス・ケアマネジャー其々の取り組みが共有され、意識やケアの統一が図れるよう、其々との相談や連絡等を密に行っていきます。

③　ご利用者に、より安心して生活して頂ける様、自分以外が担当の方についても把握し、夜間や担当者不在時の相談や調整等を迅速・円滑に行っていきます。

④　調整や請求のミス・苦情等の発生を未然に防いで、ご満足頂ける支援が行えるよう、事故と苦情のヒヤリ・はっと事例を多く集め、毎月振り返りを行います。

3.　年間行事・研修等

4月		1月	年度若干の総括・次年度計画案
5月	「倫理・服務」研修	2月	育成面談
6月	「個人情報保護」研修	3月	個別研修計画・事業報告
7月	「虐待防止・権利擁護」研修		
8月		毎月	運営基準点検
9月	上半期総括	毎月	リスクマネジメン
10月	「感染症対策」研修・上半期報告	随時	内部監査（県連又は事業所内）
11月	意向・満足度調査実施	随時	「認知症ケア」研修（プラン演習）
12月	意向・満足度調査報告	随時	「安全運転」研修

4.　購入物品等

品名	数量	金額	備考
ガスストーブ　リース	1台		エアコンよりも費用が安い為
エアコン購入	1台	¥150000	99年式の物が故障した為
スロープ脇ラティス修理			虫食い・破損している為

【福田町地域包括支援センター】

1．目標

「年を重ねても安心して暮らせる地域」を目指し、地域の実情把握と関係機関との連携に努めます。また、新しい総合事業では、利用者様とご家族がその方らしい生活が継続できるように支援していきます。

2．具体的な取り組み

①　早期の相談に結びつけるために

・地域の商店や金融機関などを昨年に引き続きまわり包括の周知を行うことで、早期

に相談しやすい環境を作っていきます。

・地域の活動や各関係団体の会議などに積極的に参加します。

・相談の多いアルコール問題や一人暮らしの男性への取り組みを企画できるよう努力します。

② 認知症の普及啓発と早期相談・本人や家族支援のために

・認知症カフェ（ひまわりカフェ）を、地域のボランティアの協力を得て継続していきます。

・継続して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の普及啓発を進めます。また、フォローアップ講座も開催し、地域の見守りの環境を広げていきます。

・地域密着型事業所の集いは継続していきます。

・地域ケア会議（個別ケア会議）は年３回行います。

③ 地域の実情把握と地域における支え合いの体制作りのために

・地域の活動や各関係団体の会議などに積極的に参加します。

・包括ケア会議は従来どおり各小学校区（3 回）と全体会（1 回）を開催します。内容としては、地域ケア会議の報告と包括の活動報告とし、それぞれの会議が連動して地域づくりに向けて機能できるようにします。

・広報誌を年４回作成しＰＲに努め、包括の周知を行います。(５月、９月、１２月、３月)内容は、包括の活動や自主サークル、地域の社会資源などの紹介とします

④ ケアマネ支援のために

・年２回、学習会を開催します。

・居宅介護支援事業所に地域ケア会議を周知し、支援困難事例などの事例提供することにより、地域のネットワーク構築や支援の方向性の整理や確認などケアマネ支援に繋ぎます。

⑤ 権利擁護の普及啓発のために

・年２回研修会を開催します。地域の方に多く参加してもらえる様 PR を行います

・消費者被害についての周知をしていきます。

⑥ 介護予防のために

・介護予防教室年 20 回開催します。会場は自主サークルのない地域で重点的に行います。講師としては今後のネットワークも考慮した人選をします。

⑦ 総合事業の相談について

・介護予防プランについては、新しい総合事業の知識を深め、利用者様とご家族がその方らしい生活が継続できるように支援します。

⑧ 職員の質の向上のために

・専門職としての質向上とスキルアップに繋がる内容の研修に積極的に参加します。

⑨ 経営について

・介護予防教室や介護予防プラン、実態把握など実績としても安定できるように企

画し運営します。

・地域の状況や課題、地域の事業所の状況や行政の情報などを随時情報提供します。

３．年間計画

月	内容	
4 月		介護予防教室（20 回） 認知症サポーター養成講座（3 回） ケアマネ学習会（2 回） 権利擁護学習会（2 回） 認知症カフェ（1 回/月） 堀切茶話会（1 回/2 か月） 自主サークル支援（立ち上げも含む）
5 月	広報誌	
６月	包括ケア会議	
７月	地域ケア会議	
８月	包括ケア会議	
９月	広報誌	
１０月		
１１月	地域ケア会議、包括ケア会議	
１２月	広報誌	
１月		
２月	包括全体会議、	
３月	地域ケア会議、広報誌	

部門

【　食養　】

１．目標

①　利用者、入居者様に喜んでいただける食事作りを目指します。

②　安全で衛生的な職場環境を作ります。

③　コスト管理を徹底します。

２．具体的な取り組み

①　利用者、入居者様の要望に応える食事を提供します。

②　利用者・入居者様の食べているところに伺い、食事についての感想を直接お聞きします。

③　食事アンケートを行い利用者、入居者様に喜んでいただける食事を提供します。

④　利用者、入居者様の食べやすい食事にこだわります。

⑤　利用者、入居者様の希望する時間に食事を提供できるようにします。

⑥　利用者様の身体状況に合わせた介護食・療養食を提供します

⑦「嚥下調整食分類 2013」の基準に合わせた嚥下調整食を作成するために、学習会などに参加し、基準作りに努めます。

⑧　看護職、相談員と連携し、健康を維持できる療養食を提供します。

⑨　圧力鍋、二度炊き、凝固剤を使用した調理の勉強会をします。

⑩　年間の掃除計画を作成して、大掃除を実施します。また、日々の清掃も掃除表に合わせ毎日行います。

⑪　食材の納品時の温度管理と品質管理及び記録を徹底します。

⑫　季節ごとに安価で新鮮な食材の購入に心がけます。

３．会議等の取り組み

月１回会議を開催して意見交換し、チームワーク良く仕事をします。

４．年間計画

月	内容		内容
４月	観桜の食事会	１０月	芋煮会、サンマ炭火焼大会
５月	端午の節句、宮城野寿司開店	１１月	宮城野寿司開店
６月	ステーキ祭り	１２月	クリスマス会
７月	七夕	１月	新年会
８月	流しソーメン、御盆	２月	ステーキ祭り
９月	敬老週間	３月	雛祭り会

＊この他、各事業所で季節に合わせた食事イベントを行います。

【　事務　】

1．目標

①　施設の基本方針の実現に向けて職員をバックアップします。

②　各事業所、部門と協力し経営の安定化を図ります。

2．具体的取り組み

①　「施設のかお」としての意識を持ち接遇・マナーの向上に努めます。また、利用者様とのかかわりを積極的に作ります。

②　経営状況を職責会議だけでなく、事業所会議でも報告し、経営状況や予算到達状況などを分かりやすく職員に伝え、全職員が経営意識を持てるようにします。

③　設備・備品の老朽化に伴い、各事業所、部署ごとに必要な修理・設備交換を計画的に実施し、利用者様・入居者様にとって快適な生活空間が作れるようにします。

④　事務会議を必要に応じて開催、必要事項やスケジュール確認、定期的な振返りを行い連携を図ります。

⑤　社保運動や学習会などに積極的に参加し、地域や職員に伝える役割、運動を組織し推進する役割を担います。

委員会

【労働安全衛生委員会】

１．目標

① 職場での職員の安全と健康を確保するため、快適な職場環境作りに取り組みます。

② 職場のストレスや悩みについて、快適な職場環境作りの提案をしていきます。

２．具体的取り組み

① 職場巡視を毎月実施し、介護作業、職場環境に問題はないか確認し、改善が必要な場合は提言を行います。

② 全職場で、腰痛予防、肩こり予防のためのストレッチを根づかせるための取り組みを続けていきます。

③ 交通安全（安全運転）についての学習会を継続します。

④ 健康診断の結果について、再検査を実施しているかの追跡調査を継続し、再検査を勧めていきます。

⑤ ストレスチェックの必要性を周知し、必要時は産業医との面接を支援します。有ストレス者が気軽に相談できる環境を考えていきます。

⑥ 職員の健康増進の為、禁煙（喫煙者を減らす）の取り組みを続けます。

⑦ 有給休暇取得状況の実態を分析し、課題を共有します。

⑧ 会議は毎月行います。

【広報委員会】

１．目標

宮城野の里に親しみを感じてもらえるような情報を発信していきます。

２．具体的取り組み

① 広報誌は年３回（５月、10 月、１月）発行します。

② ホームページは定期的に更新していくようにします。
広報誌の発行毎にホームページ上にも掲載します。

③ 会議は月一回定期開催します。

３．予算

・年３回の広報誌代
4 ページのものが 2 回
6 ページのものが１回

【事故・感染症・身体拘束・虐待防止委員会】

１．目標

①　事故の未然防止・再発防止に努めます。

②　感染症の蔓延を防ぎます。

③　人権を尊重したケアに努めます。

２．具体的取り組み

①　毎月の会義で事故の確認と重大事故等を分析し対策を検討します。

②　①の結果を各職場に周知し再発を防止します。

③　苦情フローチャートを作成し、手順に沿った対応を行います。

④　蔓延時期前にマニュアルを学習し徹底します。（インフルエンザ、ノロなど）

⑤　身体拘束、虐待防止について学習会を開催します。

⑥　危機管理マニュアルに基づいて避難訓練を年２回実施します。

⑦　マニュアルの更新をします。

【社会保障委員会】

１．目標

利用者様や福祉の職場で働く自分たちを含め、みんなのくらしが良くなるように、全職員で社会保障活動に取り組めるよう、活動への参加や組織を推進します。

２．具体的取り組み

①　活動について

福祉ウェーブ等の様々な社会保障の活動に、職員が積極的に参加できるように働きかけます。

②　学習について

委員会で現代の社会保障制度の実態について学習し、全職員に拡げるようにします。

③　署名について

署名内容を学習しながら、職員全体で署名活動に取り組めるように働きかけます。

④　財政活動について

原水禁世界大会に職員を派遣できるようにカンパ活動や、事前学習などを行います。

３．年間計画

月１回を目安に委員会を開催します。

【食事委員会】

１．目標

利用者様、入居者様に施設での食事を満足して頂けるように、献立・味付け・盛り付け・食

形態・食事時間などより良い食事が提供できるよう活動していきます。

２．具体的取り組み

① 作り手の顔が見える食事作りを目指し、介護・食養職員が協力しながら、各フロアでご利用者様に配膳する取組みを行います。

② アンケート調査を行い、利用者様、入居者様の食生活、嗜好の把握と利用者様の、自宅のお薦め料理を教えていただく。

③ 利用者様、入居者様に喜ばれる献立の公募を食事委員が協力して、各職員に働きかけていきます。

④ 喜んでいただける「おやつ」を提供するため、聞き取り調査を行い、メニューを検討します。

【地域連携ボランティア委員会】

１．目標

ボランティアの受け入れの意識を職員全体で高め、ボランティアに継続して来ていただける施設を目指します。

２．具体的取組み

① ボランティアとの交流を行います。

ボランティア交流会を行うことで、ボランティアへの感謝をし、交流を深めていきます。それをきっかけとして地域との関わりを作っていきます。

② ボランティアの受け入れ態勢を整えていきます。

委員以外の職員にもボランティア受け入れの意識づくりを行える様な活動を考えていきます。また、積極的にボランティアの受け入れを行います。

③ 毎月会議を行います。また、行事の時には都合を合わせて打ち合わせを行います。

３．予算

・保育所などボランティアへのお礼

・ボランティア交流会

宮城野の里 2017 年度年間計画（案）

月	内容
4 月	全職会議
5 月	
6 月	避難訓練
7 月	健診
8 月	
9 月	宮城野の里まつり（17 日）

10 月	全職会議　　インフルエンザ予防接種
11 月	避難訓練
12 月	安全運転講習会（委員会）育成面談
1 月	検診　　育成面談
2 月	
3 月	

介護老人福祉施設　十符・風の音

前年度に引き続き、今年度においても人員確保の困難さや利用率の低下等、厳しい経営状態が継続するものと予想されます。各事業の規模を見直しながら、安定した事業運営ができるよう知恵をしぼり、職員全体で取り組む必要があります。

収入支出の予算執行率を限りなく 100%に近づけるため、徹底した予算管理と、引き続き省エネの取り組みや残業を減らす等の仕事の効率化を追求していきたいと思います。

また、来年度には介護報酬の改定もあるため、安心して利用できる介護保険、安心して働き続けられる介護の職場を、社会保障運動を継続しながら訴えていきたいと思います。

介護現場では良質な介護サービスの提供は当たり前になりつつあり、今後より一層丁寧で質の良いケアが求められます。事故等の対応だけではなく、日常の記録や報告を徹底しコンプライアンスの重要性を確認しながら１つ１つの業務を確実に行いたいと思います。

社会福祉法人に求められる地域貢献事業等、今後さらに地域の皆さんとの協力体制を強め、地域福祉の推進者となれるよう取り組んで参ります。

①目標

・基本理念を中心に、施設を利用される方々にとって、必要とされる施設になります。

・安定した施設運営を目指します。

②具体的取組

・介護サービスをご利用される皆様には、快適にお過ごし頂ける環境を各部署で検討し実行します。

・地域の方々にも施設に足を運んで頂けるよう、広報活動を行います。

・職員が健やかに働くことができる職場作りを各委員会、各部署と連携を図り行います。

・収支予算執行のため、毎月の職責会議で各事業の報告と分析を行います。

・社会保障運動に取り組みます。

・各種法令を遵守します。

Ⅰ各事業所

［1-1　長期入居相談員］

①目標

入居者・ご家族が安心できる場所にします。

②具体的取組

・ユニットリーダーが軸となり課題・問題解決に取り組みます。

・他部署と連携を図ります。

・外部・内部研修へ参加します。

・事業報告会を行います。

［1-2　施設ケアマネジャー］
①目標
入居者のニーズが充足し、生活の質が向上できるようにします。
②具体的取組
・ケアマネジメント力及び相談援助技術の向上させるため、外部研修に参加します。
　※研修参加時期については、下記表を参照。
・毎月最低一度は入居者との面接(モニタリング)、職員からの聞き取りを行い、ニーズ変化を確認します。
・入居者そして家族からのニーズに変化があった場合は、変化があった時から１ヶ月以内に再アセスメントと定期以外のサービス担当者会議を実施します。ケアプランの変更を行い、ケアの統一を図ります。
・毎日、宮城県のホームページを確認して国や県からの通達や法律改正について確認をします。

［1-3　ユニットリーダー］
①目標
・働きやすい環境づくりに努めます。
・施設全体を把握できるリーダーを目指します。
②具体的取組
・リーダーが率先して施設内でのあいさつを心掛けます。
・職員が仕事に対し、意欲的に取り組め、楽しく働けるように環境を整えます。
・リーダー会議をリーダー同士の問題解決の糸口を見つける場にします。
・次期リーダーとなる職員を育て、一人ひとりに合わせた指導を行います。
・各職員に合わせた助言や教育が出来るように、情報の伝達、説明能力、判断力向上に努めます。
・他施設見学を計画・実施し、知識・技術を深めます。
・研修生の振り返りを担当し、リーダーとして成長します。
・リーダーが中心となり、プライバシーについての学習を行います。
・社会保障を学びます。
・施設のケア方針を理解します。
・毎月第４木曜日　リーダー会議を開催します。

［2-1　短期入所相談員］
①目標

利用者、ご家族、ケアマネジャー、に選ばれるショートステイを目指します
②具体的取組
・自宅での生活を細かく確認し、迅速にユニット、医務、栄養士に出向き申し送りを行い、統一したケアを提供します。
・自宅に近い環境を整え、ショート利用中も安全・安心な生活を送ってもらえるように努めます。
・好きなことや楽しみを日常生活の中に取り入れます。
・利用者、ご家族、ケアマネジャーの声を大事にします。改善点は迅速かつ丁寧に対応していきます。
・ケアマネ事業所に空き情報を持参し定期的に訪問（３ヶ月に１回）します。顔の見える関係作りに努め、稼働率アップを目指します。
・少しでも希望に添った送迎が行えるように勤務時間の調整を行います。
・デイサービス、医務、食養と連携し、同一のサービスを提供できるよう情報を共有します。

［3　デイサービスセンター木の実］
①目標
利用者ひとりひとりが主体となり、楽しいと思えるデイサービスを目指します。
②具体的取組
◉小集団でも楽しめる余暇活動を提供し、利用者同士の交流の機会を増やします。毎月行っている季節の行事以外にも、手先を動かす活動を増やします。
◉レクリエーションの活動内容を定期的に見直します。
◉利用者との関わりを増やすため、業務内容の見直し、改善を行います。
◉職員のスキルアップのため、認知症・レクリエーション・介護技術・接遇などの内・外部研修に積極的に参加します。
◉デイサービス会議・アセスメント会議を定期的（月１回）に開催します。
・サービス担当者会議などで得た情報を職員間で情報を共有します。安心、安全なケアを行うため、状況に合わせた統一したケアを提供します。
・必要に応じ介護職会議も開催し、介護方法やレク内容の見直しを行います。
◉ショートステイ、医務、食養と連携し、同一のサービスを提供できるよう情報を共有します。

［4-1　風の音サテライト史］
①目標
笑顔を増やします。
②具体的取組
・呼んでくれたら「ありがとう」と声をかける運動を行います。

・楽しめる企画を計画していきます。
・必要時、協力ユニット会議を開催します。
・地域やボランティアとの関わりを作り、つながりを増やして行きます。
・不安な知識や技術をそのままにせず、学習・実技を行います。
・事故対策委員会、身体拘束廃止検討委員会、感染症・褥瘡予防委員会、身体拘束廃止検討委員会、誤薬撲滅委員会を毎月１回開催します。
・事業報告会を開催します。

2017 年度学習会予定	
4 月：避難訓練	10 月：避難訓練
5 月：救命救急講習	11 月：事故（リスクマネジメント）
6 月：食事・感染（食中毒予防）	12 月：医務（医療関係）　感染（褥瘡）
7 月：事故（身体拘束）	1 月：ボラ（ボランティア）
8 月：安全（ターミナル・精神的ケア）	2 月：安全（非常災害時の対応）
9 月：リーダー（プライバシー）	3 月：

学習会は、本体施設、十符・風の音で行われるものへ参加していきます

［4-4　史施設ケアマネジャー］
①目標
わかりやすく話しやすいサービス担当者会議を開催します。
②具体的取組
・サービス担当者会議を介護保険更新時期、6 ヶ月に１回、入退院等入居者の状態に合わせて開催します。
・サービス担当者会議の進め方を、わかりやすくするために、ケアプランに沿った進行へ見直しを行います。
・毎月の介護支援経過を行います。
・入退院時のモニタリングを行い、必要時ケアプランの見直しを行います。
・多職種が参加できないときに、情報を事前に集約し、会議の中で伝えます。
・入居者の状態、家族の意向を確認し必要と思われるときは、嘱託医へ連絡し話し合いの場を設けます。

Ⅱ各部門

［1　事務］
①目標
入居者、ご家族、職員の要望に迅速に応えられるようにします。
②具体的取組

・介護保険制度についての学習を行います。
・施設管理の面では、修繕対応（業者対応も含む）についてのマニュアルを作成し、修繕完了までのシステム構築を行います。
・月に１度、職場巡回を行い、施設・設備の不具合等に即座に対応できるようにします。
・就業規則に則した労働法、保険法等の制度学習を進めます。

［2　食養］
①目標
・楽しい食事を提供します。
・安全な食事を提供します。
②具体的取組
◉個々に合わせた食事を提供します。
・サービス担当者会議を中心に他職種との連携を密に取り、入居者やそのご家族の希望に沿った栄養ケアを行います。
・嗜好調査を行い、利用者の嗜好に合った食事を提供出来るように献立内容を検討します。
・日々利用者の摂食状況を観察し、ご利用者の嚥下状態に合った食事提供が出来るように努力をします。
◉メニュー改善に努めます。
・カメイに日々の食事の意見を伝え、改善を求めていきます。
・田子のまち栄養士と食事に関する話合を定期的に行い、食事内容の検討をしていきます。
・カメイの食事だけではなく他の業者の食材も組み合わせ、メニューのマンネリ化を改善していきます。
◉ご利用者に楽しんで頂けるような食事を提供します。
・施設にいても四季の変化を感じて頂けるように、定期的に季節感のあるメニューを提供します
・食事だけではなく箸袋やメッセージカード等も提供し、目からも食事を楽しんで頂けるように工夫をしていきます。
◉安全な食事を提供します。
・食事委員会と連携し、食事委員中心となって各ユニットの衛生管理に努め、その他の職へ衛生管理マニュアルの周知・意識付けを行います。
・前年度は配膳ミスが何度かあり個々人の注意不足が目立った為、これからはより一層注意をして作業を行います。また、異物混入もあったため、提供する前に再度確認するようにします。
◉外部研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めます。
③会議・行事等の取り組み
・食養会議の開催（1～2 か月に１回）

・行事食の提供

［3　LSA（ライフサポートアドバイザー）事業］
①目標
町内の高齢者世帯の方々に必要なサポートができるよう、利府町との連携を図ります。
②具体的取組
・毎週月～金（祝日を除く）葉山シルバーハウジングの訪問を行い、入居されている方々の健康状態等を確認記録し、利府町へ報告します。
・毎月１回石田、堀川、ゆのき、八幡崎住宅の訪問を行い、入居されている方々の健康状態等を確認記録し、利府町へ報告します。
・年４回、利府町都市整備課、保健福祉課、地域包括支援センターとの LSA 定例会議に参加し情報共有を図ります。
・住宅訪問時の相談事に対応できるよう、介護保険や生活保護等の知識を深めます。
・葉山シルバーハウジングの緊急時対応の勉強会を開催します。

［4　医務］
①目標
入居者様・利用者様が、健康で安心安全安楽に生活できるよう援助していきます。
②具体的取組
・サービス担当者会議に参加し、他職種とのコミュニケーションを大切にして小さな気づきも情報共有できるよう努めます。
・一人一人の健康状態を把握し、嘱託医との連携をとり、常に相談できる関係を築き予測できる症状への対策や必要な情報の共有、医療的な側面から生活を支援していきます。
・入居者、利用者様の状態変化や事故発生時など、医療的な処置や対応が必要な時は、医療的見地から専門職として、アドバイスやご家族様へ説明・対応ができるよう努めます。
・緊急時、急変時の対応について、今年度は救急救命の講習会を行います。

［5　機能訓練］
①目標
機能訓練計画書を作成します。
②具体的取組
・3 か月毎に機能訓練計画書を作成します。
・機能訓練計画書作成時に囲職員と入居者様の身体状況を確認・把握、評価を行い、今後の計画実施について、どのようにしていくか話し合い、入居者様の生活に合わせて行っていけるように努めます。

デイサービスセンターくりこまの里

くりこまの里が開所し10年が経過しました。2015年の介護報酬改定の影響を受け、昨年にも増して経営が厳しい状況となりました。要因としては、利用者の施設入所、体調不良による長期入院等で稼働が落ち込んだこと、新規の利用者の獲得ができなかったことがあげられます。特に介護度が高い方が終了となり、収入面も減少しています。あらためてデイサービスセンターの経営、運営の難しさを実感しました。昨年の反省を活かし、サービスの質の向上と、職員の専門性の向上を図り、安定した経営ができるよう職員一丸となり取り組んでいきます。

また、要支援者の方を対象とした、古民家を再利用した新しい取り組み（総合事業）を進め、地域コミュニティーの形成を目指し、地域の方々の声を届ける役割をはたしていきたいと思います。

2017年度目標

1.安定した経営を目指します

・安定した稼働率が確保できるよう外部への働きかけをします。

・職員が経営状況を理解できるよう、経営の見える化を図ります。

・収支のバランスを考慮した施設運営をしていきます。

2.サービスの質の向上を図ります

・職員一人ひとりが役割を意識し、協力し目標に向かっていけるよう組織強化を目指します。

・利用者のニーズを把握し対応できるよう、様々な活動を考慮します

・食事を含めて、利用者が満足するサービスを追求します。

3.社会保障運動に取り組みます

・社会情勢に目を向け、職員、地域へ発信していきます。

4.法令を遵守します

デイⅠ

〇目標

・利用者の自己選択、自己実現できるサービスを実践します。

・運動や活動を通じて、自然に集まる和みの空間を提供していきます。

〇具体的取組み

・「活動計画」を利用者の皆様との会話の中からご意見をお聞きしながら作成して実施していきます。

・リズム体操等を取り入れ、楽しみながら身体を動かす機会を提供していきます。

活動予定表

4月：お花見ドライブ	10月：運動会／紅葉ドライブ

5 月：ピクニック／花植え	11 月：花植え
6 月：新緑ドライブ	12 月：クリスマス会／忘年会
7 月：七夕	1 月：新年会
8 月：夏祭り	2 月：節分／バレンタイン／吊るし雛見物
9 月：長寿を祝う会／お月見	3 月：ひな祭り

デイⅡ

〇目標

・利用者が安心して過ごせる環境をつくります。

・利用者の情報を収集・共有し、統一したケアを行います。

〇具体的取組み

・利用者一人一人と向き合い、個性に合わせた対応をします。

・落ち着いて過ごせる環境を作ります。

・おやつ作りを通し、楽しい時間を過ごせるようにします。

・利用者一人一人の興味や得意なことを引き出します。

・利用者の情報を収集しケース記録へ残し情報共有をはかります。

・体操やゲーム等を通し機能低下を予防します。

活動予定表

4 月：お花見ドライブ	10 月：運動会・紅葉ドライブ
5 月：花、野菜植え	11 月：家族会
6 月：ドライブ遠足	12 月：クリスマス会・鍋パーティー
7 月：麺涼会	1 月：新年会
8 月：夏祭り	2 月：節分（恵方巻き作り）
9 月：敬老会・お月見	3 月：お雛様見学

医務

〇目標

・誤薬「ゼロ」を目指します。

・家族との情報交換を密に行い、利用者の体調の変化に留意します。

〇具体的取組み

・薬袋を確実に活用し、確認動作を着実に行い、特に内服時の確認は複数の職員が連携し行います。

・一人ひとりの健康状態の把握に努めます。

活動予定表

4 月：ミニ講話（グリンピース）	10 月：ミニ講話(シメジ)

リズム体操	リズム体操
5 月：ミニ講話（にんにく） リズム体操	11 月：ミニ講話(サトイモ)、リズム体操 インフルエンザ予防接種
6 月：ミニ講話（オクラ)、リズム体操 食中毒(ノロウィルス)予防	12 月：ミニ講話（チンゲン菜） リズム体操
7 月：ミニ講話（トマト)、リズム体操	1 月：ミニ講話(白菜)、リズム体操
8 月：ミニ講話(パプリカ)、リズム体操	2 月：ミニ講話(カリフラワー) リズム体操
9 月：ミニ講話（かぼちゃ)、リズム体操	3 月：ミニ講話（かぶ)、リズム体操

介護職

〇目標

・利用者様が安心して過ごせる空間を提供します。

〇具体的取組み

・お一人おひとりに合わせた介護サービスが提供できるよう努めます。

・介護技術と知識を身につけ、利用者様が安心してサービスが受けられるよう研鑽します。

職責・相談員・事務

〇目標

・ご家族様、ケアマネージャーの方々に身近な施設と感じていただけるよう、情報発信、連携を図ります。

・法令順守に努め、相談員業務を適正に遂行します。

・利用率目標をⅠ型 80%、Ⅱ型 60%を目標とします。

〇具体的取組み

・ケアマネージャーへの利用者の状況を正確で迅速な情報提供を行なっていきます。

・連絡帳の充実を図るために利用者様一人一人の利用時の様子の把握、情報収集を行っていきます。

・紹介がない居宅事業所への営業活動を行います。

居宅

〇目標

・介護保険の改正点を熟知し、法令順守に努めます。

・ご利用者様、家族に適切なサービスの提案、情報提供を行い在宅生活の支援を行います。

〇具体的取組み

・研修への参加を通し、介護保険情報を周知していきます。
・個別ニーズを支援できるよう、関係事業所との連携を強化します。
・ご利用者様、家族との信頼関係をつくり、在宅生活の支援者として適切な業務遂行を行います。
・事業所内、併設施設との協力体制を強化していきます。

介護老人福祉施設　田子のまち

開所から丸 3 年が経過しました。たくさんの方々のお力添えを頂きながら、皆様に愛される施設を目指しています。厳しい社会情勢の中、介護職員の離職も多い中で、「働き続けられる職場づくり」が大きな課題だと感じています。理念を大きな幹とし、職員一丸となり、入居者様、利用者様の暮らしを支え、地域に貢献できる施設としてその役割を果たしていきたいと思います。

【特別養護老人ホーム（長期）】

１、2017 年度目標

①稼働率　年間平均 95％以上を目指します。

②入居者様、ご家族の視点に立ち、その方らしい暮らしが継続できる様にサービスの質を追求します。

③地域との関わりを大切にし、居心地の良い暮らしの場をつくります。

④職員の連携、意見交換ができる風通しの良い関係を築き、チーム力を強化します。

２、2017 年度取り組み

①待機者の状況を把握し、次期入居者の選考が速やかにできる様に待機者リストを整えます。

②入居者様、ご家族の要望や事故の対応に対し真摯に取り組みます。

③多職種連携でケアプランの充実をはかり、実践に努めます。

④研修の参加、勉強会を開催し、職員のスキルアップに努めます。又、職員が健康で働き続けられる職場環境づくりを行います。

⑤宮城野の里と共に、地域の町内会や近隣学校等との関わりを深め、「地域との連携」を目的とした合同の委員会を新たに設けて、地域に向けた取り組みを行います。

⑥社会情勢を把握し、社会保障運動への参加を推進します。

⑦法令を遵守します。

【特別養護老人ホーム（短期）】

現時点では、ショートステイ 2 ユニット、職員の人員体制が整わず休止中です。皆様からの「再開を待っているよ」の声に力をいただきながら、1 日も早く再スタートが切れるように、との思いを強くしているところです。

１、2017 年度目標

①年度下半期での 1 ユニットからの段階的な再開を目指します。

２、2017 年度取り組み

①ショートステイの再開に向けての条件が整った時点で、必要な手続きや準備を適正に行います。

②利用者様やご家族から、嗜好や趣味の情報をしっかり伺い、「安心して過ごせる」時間が提供できるようにします。

【医務部門】

１、2017 年度目標

①多職種と協力し、入居者様の生活を医療的側面から支えます。

②配薬準備、配薬を確実に行います。

③業務内容の見直しを行います。

２、2017 年度取り組み

①多職種と情報の共有、意見交換が行える方法を検討し、実行します。

②業務内容を整理し、職員が計画的に業務を組み立てられるようにします。

③配薬マニュアルを職員が確実に行えているかを定期的にチェックします。

④月１回医務会議を行います。

【食養部門】

１、2017 年度目標

①安心安全な食事提供を行います。

②美味しく、食べる喜びを大切にした食事で入居者様の栄養管理に努めます。

③正確に、効率が良い仕分け業務を行います。

④職員同士がコミュニケーションをとりあい業務を行います。

２、2017 年度取り組み

①入居者が美味しく、健康で食べる喜びを感じられる食生活を営めるように、委託業者と連携した食事提供を行います。

②個々人に合った栄養ケアマネジメントを作成、実施します。

③食養会議を月１回開催します。

④厨房作業のマニュアルを随時見直し、衛生管理を徹底した仕分け作業を行います。

【事務部門】

１、2017 年度目標

①安定した経営が出来るよう正確な予算を作成します。

②業務のマニュアル化を進めます。

③社会保障運動にひとりでも多くの職員参加を促します。

２、2017 年度取り組み

①施設長・法人本部とも連携を図り、昨年実績に基づいた、且つ今後の状況を正確に予測した予算を作成し、今年度の経営を円滑に進めます。

②業務内容をマニュアル化することで、日次・月次・年次業務内容、役割分担を明確にします。また計画的に行なうことで、超勤をなくします。

③自分自身が日々、新聞・ニュースに多く目を向け、社会情勢についての認識を深め、各署名の趣旨をよく理解した上で、職員へわかり易く伝えます。

【施設ケアマネ】

１、2017 年度目標

①ケアプランに沿ったケアや記録が行われるよう、ケアプランが身近なものになる工夫を行います。

②ケアマネジメントの過程が円滑に、また効率的に行えるような仕組み作りを検討していきます。

２、2017 年度取り組み

①ケアプランや担当者会議録をユニット内で確認できる仕組みを定着させていきます。

②ケアプランに沿った記録を残せるよう、会議などの場を活用して呼びかけます。

③アセスメントシートの見直しを行います。

④仙台市主催の介護支援専門員研修会等、自己研鑽の為の外部研修会に積極的に参加します。

⑤毎月第 2 火曜日の 13：00～定例のサービス担当者会議、他、ご本人の状態に合わせて担当者会議を開催します。

乳銀杏保育園

2017 年度、乳銀杏保育園の保育所経営を次の計画ですすめていきます。

１、事業規模

（１）入所児数

定員 120 名ですが、４月は 12４名で出発します。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
0 歳	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２
1 歳	１８	１８	１８	１８	１８	１８	１８	１８	１８	１８	１８	１８
2 歳	２４	２４	２４	２４	２４	２４	２４	２４	２４	２４	２４	２４
3 歳	２３	２４	２４	２４	２４	２４	２４	２４	２４	２４	２４	２４
4 歳	２５	２５	２５	２５	２５	２５	２５	２５	２５	２５	２５	２５
5 歳	２２	２２	２２	２２	２２	２２	２２	２２	２２	２２	２２	２２
合計	12４	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125

（２）職員体制

職員状況は以下のようになります。その他小児科・歯科の嘱託医２名。一時保育は２名の職員で行います。また。休日保育は休日担当者２名と通常保育と兼務する職員があたります。正規保育士１名は８月から産前休暇に入り３月まで育休の予定です。保育士１名が不足の状況で出発します。引き続き採用に繋げる取り組みを行っていきます。

	園長	保育士	栄養士	調理員	看護師	事務用務	合計
正規職員	１	２１	１			１	２４
臨時職員							
パート 6h		３		２		１	６
パート 5h		１				１	２
パート 4h		２		１	１		４
パート 3.5						1	1
パート 3h		１					２
土・休日		３					２
合計	１	３１	１	３	１	４	４１

(3) 保育事業内容

①基本的運営は公定価格に基づいた給付金と仙台市補助金・利用料で、利用料は延長・一時特定・休日保育、主食代が入ります。

②特別保育事業は、乳児保育・障害児保育のほか、延長保育･一時預かり事業・休日保事業を行います。

(4) 職員の業務分担と役割

①児童の担当する職員を定め、計８クラスで日々の保育を展開します。フリー，一時保育担当、休日と延長担当職員を配置します。

②園長は主任の助けのもとで総括的指揮を執ります。主任保育士２名で主任業務を分担して行うようにします。主任保育士・副主任は保育内容等保育全般を把握して指導し、職員間や保護者との関係が円滑なものになるよう配慮します。日々の業務管理は主任保育士がおこないます。

③会計担当は事務員、会計責任者は園長とします。園長は予算管理と、保育所運営全般の事務に責任をもちます。

④食育に関しては一時保育を含めて栄養士を中心にして給食担当者と保育士が連携してあたります。

⑤健康管理に関しては、一時保育を含めて看護師が中心にあたります。

(5) 設備・環境

①幼児組１階テラスと２階テラスの衝撃吸収安全マットが老朽化しており整備が必要です。

②築３０年を超える幼児組の園舎のアスベストの分析調査を行い、必要な対策を行います。

③給食室のガスコンロの修繕をおこないます。

④安全保育を徹底していくために必要な整備をします。

⑤必要な保育教材を整えます。

２．保育内容

（1）保育目標と主な行事

児童憲章および児童福祉法の精神に則り、保育指針に基づいて子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するように取り組みます。人格の基礎である自我を育て、仲間と共に育ちあい、豊かな知的興味と感性をもった子どもに育てます。そのために「寝る・食べる・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、あたたかい人とのかかわりを保育の中心にすえます。

行事予定

月	主な行事	月	主な行事
４月	入園式･園児健診・懇談会・歯科検診	10 月	運動会･5 歳児登山･秋刀魚焼き人形劇鑑賞会
５月	親子バス遠足・懇談会	11 月	焼き芋大会･園児健診・
６月	懇談会	12 月	クリスマス子ども会 クリスマスバイキング
７月	夏祭り･懇談会	1 月	もちつき　ほうねん座公演　懇談会
８月	5 歳児おとまり保育・４歳児夕	2 月	豆まき、懇談会　お店屋さんご

	涼み会		っこ
９月	お月見・人形劇観劇会　懇談会	３月	ひな祭り･卒園式・終了式

幼児組の毎月の誕生会・地域活動としては年間１０回の「遊ぼう会」を第３木曜日に行い、わらべうた遊びや保護者の育児相談を行っていきます。

（２）保育対象

生後８週（産休明け）から就学前まで保育します。

（３）保育時間

午前 7 時から午後 6 時までを保育時間とします。その後午後 7 時までの 1 時間の延長保育をおこないます。土曜日の延長保育は行ないません。

（４）保育方針

①一人ひとりが健康で安全に過ごせるような環境に配慮していきます

・日々の健康状態を観察し、心身の状態に応じて必要な配慮ができるようにします。

・健康管理として年 2 回の健康診断と年 1 回の歯科検診を行います。

・感染症対策として手洗いやうがいが子どもたちにとって気持ちよい生活習慣となるよう指導します。また、感染症の広がりをできるだけ抑える対策を全職員で行います。

・職員一人ひとりが清潔な環境をつくることに配慮できるようにします。

②子どもの発達を充分に理解し、年齢ごとの遊びや課題別の活動を充実させます。

・毎年の実践の積み重ね（遊びや活動、生活指導など）を年齢ごとにまとめ、実践に活かせるようにしていきます。

・日々の遊びや活動の蓄積やめあてが行事に結びつき子どもの喜びや達成感を得られるようにしていきます。また職員皆で取り組み、日常的に子どもの姿を伝え合うことを大切にしていきます。

・子ども・子育て支援新制度に変わり、認定こども園は午前中が学校教育法に基づく教育の位置付けを行うことになります。当法人は保育所として存続していくが、これまで培ってきた養護と教育を大切に継続し、保育所で行われている教育についてカリキュラムにおいても、さらに整理し系統的な保育活動の中で育ち就学を迎えていくことについて、これまで以上に保護者に伝えていくことを重視していきます。

③子どもの内面を捉え、どの子も安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるようにします。

④一人ひとりが仲間との関係を築き共に育ちあえるようにします。

・同年齢の共同体験だけでなく、異年齢交流保育を実施していきます。

⑤障害児保育は４歳児に２名、５歳児に１名となります。発達の援助と共に、クラスの仲間と共に育ち合う保育を追及します。

⑥虫歯予防に取り組みます。保育園では３歳児クラス以上の歯磨きを取り組み、保護者の方には懇談会や保健だより等で虫歯を作らない生活や歯磨きなどの情報を知らせ、家庭の取り組みを支援します。

（５）安全管理

①子どもたちの安全に万全を期すためマニュアルを全職員で確認し、新人には実践的な研修を行います。特に散歩は安全確認を怠らずに常に緊張感を持って実施していきます.

②防災対策では東日本大震災の経験を踏まえて、さまざまな時間帯や想定を行い、避難訓練計画を立て実施していきます。落下や転倒防止など地震への備えと同時に、光熱水の備えと充電器、備蓄品など実際に使用するものを備えます。

③不審者対策の避難訓練もマニュアルに沿って年間２回実施。不審者の状態を見極め、子どもたちを守るための適切な対応ができるようにします。また休日保育など体制が少ないときに安全を守るために、施錠などの確認をしていきます。

３、保護者支援と連携

①職員一人ひとりが保護者の生活実態や仕事の状況などを理解できるように努め、より良い子育てができるように保護者の思いに寄り添い、支援していきます。また、社会的問題である貧困や格差などについて、保育所として役割をはたしていきます。

②保育園を理解してもらい、信頼関係をつくっていくために、年２～３回のクラス懇談会やクラスごとの保育参加を実施します。懇談会は参加して良かったと感じられる内容を管理部と職員とで検討して取り組みます。また親父の会と協力をして行事の取り組みを行います。

③アンケートを取り保護者の思いや保育園評価について把握し、保護者の意見や要望は誠実に受け止め、ていねいに対応します。

④一時・特定保育や休日保育を実施し、地域の子育て支援の役割を担い保護者の育児不安に寄り添い育児相談に対応していきます。

４、職員の研修と評価

①子どもの人権を大切にした保育をしていくために研修を行います。

②子どもの主体性を大切にするために、年齢ごとの発達の特徴を学び、子ども理解を確かなものにしていく研修を行います。

③遊びや生活で深めていくテーマを決めて、学びながら実践していきます。

④「自我」の育ちと「仲間のなかで育ちあう関係」を大切に実践が積み重ねられるようにしていきます。

⑤園内外の研修にどの職員も参加できるように計画し、一人ひとりが自分の目当てを決めて研修に取り組むようにします。

⑥職員の自己評価と保育園評価を行い、職員の共通理解を深め一人ひとりの専門性を高めていきます。

⑦新入職員の不安や悩みに応えられる研修を行い、保育に意欲的に取り組めるようにしていきます。また園全体の仕事の理解と職員集団の中で不安を解消して仕事に意欲を持てるように、ＯＪＴの取り組みを行います。

５、小学校・児童館との連携

①子どもの生活や発達の連続性を踏まえ保育内容を工夫し就学に向けて小学校との連携を図っていきます。

②園児の就学に際し、「保育所児童保育要録」を小学校に送付し、学校見学などを行いよりよい連携を図ります。

③就学と共に児童館での放課後生活が始まる児童がほとんどであるので、児童館見学や必要な引継ぎを行っていきます。

６、今年度の重点事項

①法人理念、保育理念を明確にし、保育方針が系統的に実践できるように子ども理解や環境構成、集団づくりについて具体的検討していきます。

②職員が法人理念、保育方針に団結して生き生きと取り組めるように、互いに尊重し合い、コミュニケーションが円滑に行えるように援助し、職員が定着して働き続けられるように配慮していきます。

③経験年数４年未満の職員がクラス担任の４０％になることから、管理部、中堅職員の具体的な指導、援助を重視、保育中の職員間の伝え合いをしっかり行い、特にリスクマネジメント向上に園全体で取り組んでいきます。

④保護者との信頼関係を築くために、丁寧な拝聴、連絡、報告、を行っていきます。

柳生もりの子保育園

2017 年度、柳生もりの子保育園での保育所経営を次の計画で進めていきます。

1、事業規模

（1）入所児童

今年度は 121 名の定員数で出発し、以下の入所数を受け入れていきます。

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0 歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
1 歳	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	204
2 歳	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	264
3 歳	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	288
4 歳	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	264
5 歳	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	288
合計	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	1452

（2）職員体制

今年度は、岩切たんぽぽ保育園への転勤者を補充するため、また近年の保育士不足を解消するため正規保育士を多く配置した職員体制にします。また正規保育士と臨時保育士、パート保育士と組み合わせた職員体制で 8 クラスを編成します。今年度の育休取得は正規職員 1 名と産休育休取得 1 名に伴い、フリー保育士 1 名を多く配置します。

ここ 2～3 年は全国規模での保育士不足も大きく関係し、もりの子保育園は仙台市南部で柳生地区の通勤しにくさも関係し、募集しても採用までつながらない厳しさが続いています。厳しさはありますが、職員体制を整え 12 時間開所に努めます。今年度は新入職員が 6 名入職し、経験年数が浅い職員同士のクラス配置することになります。その指導体制については、保育業務全体の指導を主任と二人の副主任と協力しながら行います。

	保育士	栄養士	調理員	看護師	園長	事務･用務	合計
正規職員	18	1	1		1		21
臨時職員	4						4
パート 6h	2						2
パート 5h			1			1	2
パート 4h	2		1	1		1	5
パート 3h	2		1			1	5
合計	28	1	4	1	1	3	38

上記の他に嘱託内科医師１名、歯科医師１名

（３）保育事業内容

①　基本的運営は公定価格収入、補助金収入、利用料収入によります。利用料収入は１時間（18：15～19：15）の延長保育と幼児組の年間主食代がはいります。今年度の障害児保育は、3 歳未満児１名と 3 歳以上児 6 名の障害児保育を行います。その他、各クラスに配慮を必要とするこどもも複数いる中で、正規職員を配置し、保育の発展や安全を図れるような配置と配慮が必要と考え計画しました。今年度は正規職員や臨時保育士を確保したクラスを配置していきます。今年度から若い保育士が多い職員集団となるため、管理部で指導しながらクラス運営していきます。

②　特別保育事業は乳児保育 12 名、障害児保育 7 名、延長保育１０名程度の利用で行ないます。

（４）職員の業務分担と役割

職員の業務分担

①　児童の担当する保育士を定め、８クラスで日々の保育を展開します。

園長は主任の助けをかり総括的指揮をとります。今年度から主任保育士が１名となるために業務を一手に担うことになり、副主任にも業務の一部を引き継ぎながら担えるように分担し指導していきたいと思います。主任は保育内容等保育全般を把握し、職員間や保護者との関係が円滑なものになるよう配慮します。日々業務管理は主任保育士が行います。

②　会計は事務員が担当し、園長が責任者となり、法人本部の指導管理の下収入の管理をおこないます。管理事務全般は園長が行い、保育所運営全般の事務に責任を持ちます。

③　食育に関しては、栄養士を中心にして給食担当者と保育士とともに園全体として方針を持ち、職員が連携して取り組みます。

④　日々の保健業務は主に看護師が行います。園長・保育士と連携して行ない、保健教育も保育士と協力して行います。感染症流行を防ぐために日々の衛生管理と子どもへの手洗い指導も行います。また、保護者への相談・指導にもあたり、保護者への感染症の流行拡大防止に向けた協力を呼びかけます。

⑤　園長、主任が園舎や園庭の環境整備に気を配り、用務担当職員の力を借りて清掃・美化・安全管理に努めます。

（５）設備・環境・保育材料

①　121 名に必要な備品を揃えます。行事で必要な物品や教材・玩具等を揃えます。

28 年度末に年齢別保育士の教材検討会を行い、1 年間の必要教材を分けて計画的に教材・玩具の購入予定を計画し、計画した時期に購入して保育に活用できるよう行います。また給食関係費についても栄養士と協議し購入、修繕の計画に基づいて行います。

②　野菜の栽培を保育と連動して計画し、環境美化も行ないます。福島原発事故における線量を測定し、仙台市の一食検査を利用しながら子どもの食材への安全を見極め進めます。
③　開園 14 年間目をむかえ、設計会社に建物の総合点検を依頼し、修繕計画を立てていきます。また、設備における不具合や故障、設備のメンテナンスなど日々の設備環境維持に対応できるように予算を組みます。
④　ホームページの書き換えや写真の掲載など行事ごとに行い、広く市民に公開し、選ばれる地域の保育園となれるよう発信していきます。
⑤　ＮＰＯ法人きらきら発電・市民共同発電が行う自然に優しいエネルギー太陽光設置事業に協力し、屋根を貸し出します。

２．保育内容
（１）保育目標と主な行事
①　児童憲章・権利条約および児童福祉法、保育指針に基づき子どもの最善の利益を守り、子ども達の心身の健やかな育ちを保障するようにとりくみます。しっかりした自我を持ち、仲間と共に育ちあい、健康でしなやかな体、豊かな知的興味と感性を持った子どもを育てます。そのために、「食べる・寝る・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、あたたかい人との関わりを保育の中心にすえます。

②　行事予定
前年度に保護者からアンケート調査をした結果に基づき、保護者の要望や意見を生かして日程や内容などを改善して取り組んでいきます。

月	主な行事	月	主な行事
4 月	入園式･進級説明会･保護者会総会	10 月	運動会・総合避難訓練 運動会がんばったね会（バイキング）・さんまパーテイー
5 月	バス親子遠足	11 月	芋ほり・焼き芋会・内科健診 大きな魚をさばく
6 月	内科健診・歯科健診	12 月	クリスマス子ども会 餅つき会
7 月	夏祭り	1 月	就学にむけて育児講座 ほうねん座公演（地域世代間交流も含む）
8 月	5 歳児やま組おとまり保育	2 月	節分豆まき会
9 月	子育て講演会 お年寄りとの交流会	3 月	雛祭り・卒園式・卒園遠足

月例行事・・・誕生会、地域交流「あそぼう会」、避難訓練

年２回（4～6 月・12～1 月）8 クラスの懇談会を行い、3 歳以上児は親子クッキングや保育参観も行います。希望者には個別懇談も行います。

（２）保育対象
生後８週（産休あけ）から就学前まで行います。

（３）保育時間
父母の労働時間の多様化に対応するために、午前 7：15 から午後 18：15 までの１１時間の標準認定時間と午前 8：30～午後 16：30 の 8 時間の短時間認定時間を開所時間とします。その後、18：15～19 時 15 分までの１時間の延長保育を行います。
短時間認定の前後の延長保育料は仙台市の規定に準じた法人の規定を定めます。

（４）保育方針
①　一人一人が健康で安全に過ごせるように、日々の健康状態を観察し、快適に生活できるようにします。健康管理として年２回の健康診断と年１回の歯科検診を行います。感染症の広がりをできるだけ最小限にするように、衛生管理に努め看護師から子どもの手洗いやうがいなど保健指導を行ないます。また、虫歯予防のための子どもたちへの指導にも努めます。
②　どの子どもも安全・安心に、保育園生活が楽しく、友達と関わりあって生活や活動していけるようにしていきます。配慮の必要な子どもが複数いる中で、その子ども理解を職員が深めながら、安全に生活できるよう職員全体で連携を図り保育を作っていくよう努めます。
③　子どもの発達を十分に理解し、年齢毎の遊びや課題別の活動を充実させ、行事を取り組み、職員間で日常的に子どもの姿を伝え合うことを大切にして進めていきます。
④　子どもの内面を捉えどの子も安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるように取り組みます。
⑤　年齢別保育を基礎にしながら、３歳以上児の異年齢保育では年間計画を作成しお互いに相手の思いに気づき、関わりあいを通じて温かい関係が生まれるよう保育を進めていきます。
⑥　障害児は、継続児 2 歳児に１名 4 歳児に１名、5 歳児 3 名に新たに 3 歳児１名 4 歳児に１名が加わり合計 7 名の障害児保育を行ないます。未満児の障害児は原因が特定されない発作の症状があり、昨年度の有期認定から障害児認定に変更され、引き続き注意深く保育を行っていきます。また障害児の発達への援助と共に、クラスの仲間と共に育ち合う保育の追及を行なっていきます。また、担任と共に管理部が関わっていきながら、保護者の思いに丁寧に寄り添い、共に考え支えていくことに努力します。
⑦　給食職員と保育士、用務職員など連携して、栽培、クッキングなど子どもたちに野菜の成長を実体験させ、仲間とともに調理して食べる喜びを育てる食育を取り組みます。
⑧　パート保育士と常勤職員との連携を引き継ぎノート等で連携を密にしながら保育を行

います。

（５）保護者支援

①　年２回のクラス懇談会と子育て講演会を計画します。子どもの成長を伝え合い保護者と共に子どもの育ちを確かめ合う共感をつくることを大切にします。３歳以上児は保育参観や親子クッキングを行ない、親子で関わる楽しさと食育の啓蒙をしていきます。また就学前講座を組み入れた懇談会を計画し、就学前の子どもの育つ土台の大切さと就学前の不安を軽減するような講演を計画します。０歳児と新入児の保護者、懇談会に参加できない保護者や障害児の保護者には、希望する保護者と個別面談を随時実施して共同の関係をつくれるようにしていきます。

②　保護者の困難を受けとめ、必要な支援ができるように職員間で連携し対応していきます。

③　保護者の意見や要望、苦情には誠実に対応し、保護者が安心して子どもを託すことができるように改善に努めます。

（６）安全管理

①　安全管理マニアルを全職員で確認して、子どもたちの安全に万全を期します。過去の事故事例の原因を全体職員会議で伝え、再確認して事故防止に取り組みます。環境整備も機敏に行なえるよう用務員や業者と連携し努力して行います。

②　東日本大震災を踏まえて防火防災対策として避難訓練を毎月行うとともに、いろいろな保育時間で実施し保育者が対応できるよう計画します。また、保護者の緊急連絡、児童の引き取り等について年度初めの書類で確認をします。集中豪雨にともなう名取川の氾濫を想定した避難方法と訓練を行い、職員間での避難を確認し、保護者に伝えます。

③　不審者に備え北側電気錠の開錠の時間管理をきちんと行い、正面門扉は関係者以外には開けることを分かりにくい状態にして、事務室から目を配り注意していきます。不審者情報を機敏に得ることや、園周辺への目配り、散歩時の不審者対策を職員で確認をして、避難訓練を行い職員が機敏に対応できるようにしていきます。

④　怪我につながらぬよう、園庭や室内での玩具、絵本の片付け等を子どもたちと一緒に行い、きれいな環境でしめくくるようにしていきます。

３、職員の研修と評価

①　キャリアパスに基づき職員一人ひとりの専門性を高めていけるよう研修をしていきます。法人の保育課程に基づき、途中入職した職員や新入職員、パート保育士が園の保育方針を理解できるようにしていきます。また、保護者支援についての研修も行ないます。

②　保育指針に基づき子どもの最善の利益を保障する保育実践の質を高めていくために、実践検討、ケース検討を位置づけて行ないます。

③　園内研修、園外研修、法人研修に常勤職員が参加できるように計画します。また、自主研修として園内場面記録会や保育問題研究会への参加を呼びかけ、職員が自己研鑽に励む環境づくりを行ないます。
④　保育指針に示されている自己評価と保育園としての評価については、保育実践の記録を検討して職員集団として共有していくことを大切にし、保育の質を高めていく視点で行なっていきます。また保育士の専門性として全般的な視野で自己評価ができるキャリアパスの自己評価シートで自己を振り返り次の保育につながるようにしていきます。
⑤　新入職員も増えることから、保育園で取り組んでいる歌・リズム・わらべうたの研修と安全管理・接遇研修を計画します。
⑥　パート保育士が、クラス保育や園の保育方針を理解して保育を進めていく視点を持つために、園長と短時間会議を行うよう年２回（春・秋）計画します。

４、小学校や地域との連携
①　就学にむけての保、幼、小の連絡会や児童要録の送付などを通して、小学校との連携を行い、子どもの育ちの連続性が作れるように努めます。また必要に応じて児童館と連携にも努めます。
②　就学にむけて年長児の柳生小学校の見学を申し入れて、学校への期待と見通しを持てるようにしていきます。
③　小学校の「町探検」や中学校の職場体験などを受け入れ、地域の学校との関係づくりの一端とします。
④　町内会や老人会と行事で交流を行い、地域の方々との関係を築いていきます。
⑤　月１回の遊ぼう会や園庭開放、育児相談、保育園見学など丁寧に対応し、地域に開かれた保育園として、子育て支援の一助になれる取り組みをしていきます。

5、今年度の重点事項
①　新入職員が増え、柳生もりの子保育園で大事にしてきた子どもの自我の育ちと仲間の中で育ちあう温かい関係性のある保育について日々の保育の中で学習できるようにします。また、法人の理念、保育理念を学習し、保育を語り合える職員集団を目指します。
②　新入職員が 6 名増え、子どもの安全面で見通しを持って保育することの難しい状況が懸念されます。職員全体で研修や過去の事故から学び、経験ある職員が新入職員を指導し、日々職員間で伝いあいながら、安全管理に努めます。
③　法人キャリアパスによる職員の自己研鑽と向上に向けて、職員が内部・外部研修をうけて、保育の振り返りができるよう自己評価シートも使いながら進めていきます。
④　全職員の心身の健康管理を大切にし、保育・労働条件の整備を心がけ、働きやすい職場環境を目指します。

古川ももの木保育園

2017 年度、古川ももの木保育園の保育所経営を、次の計画ですすめていきます。

事業規模

（1）入所児数

定員 90 名に対し 4 月は 100 名で出発し 8 クラスで行います。

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
０歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
１歳	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	204
２歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
３歳	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	228
４歳	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	204
５歳	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	204
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1200

(2) 職員体制

正規職員は、保育士 17 名、栄養士１名、事務員１名、園長の 20 名、パート職員は保育士８名・看護師１名・調理員４名・事務１名・用務１名の計 15 名、総数３５名体制で行います。他に嘱託医として内科医師・歯科医師各１名となります。

	保育士	栄養士	調理員	看護師	園長	事務.用務	合計
正規職員	17	1			1	1	20
臨時職員							
パート 6.0H	1		1				2
パート 5.0H						2	2
パート 4.0H	5(延長１)			1			6
パート 3.5H パート 3.0H パート 2.5H	1 1		2 1				2 1 2
合計	25	1	4	1	1	3	35

（３）保育事業内容

①　基本的運営費は、大崎市からの運営費収入と大崎市補助金収入、保護者からの利用料収入（延長保育利用料・3 歳以上児主食代）になります。

②　特別保育事業は、延長保育・標準時間（１時間延長）短時間（２時間)、地域活動事業（世代間交流・遊ぼう会等）を実施します。

(4) 職員の業務分担と役割

①　園長は主任保育士と協力し、総括的指揮をとります。

主任保育士と副主任は協力して、保育内容等保育全般を把握し職員間の関係及び保護者との関係が円滑にすすむよう努めます。日々の業務管理は主任保育士が行い、クラスリーダーはクラス運営していく為に定期的にクラス会議等を計画し、職員間の連携、保育技術の向上に努め、より良い保育が出来るようにしていきます。

②　食育については、栄養士を中心に、地産食材をいかした献立、伝統的な献立を取り入れ、安全・安心な給食に取り組みます。

③　保健業務については、看護師は園長・主任と連携しながら園児の健康管理・保護者支援と体調不良児の対応を引き続き行います。年間を通して感染症の予防に努めます。

④　会計事務については、事務担当者中心にスムーズな会計業務が行えるよう努めます。日常の事務全般についても、本部の指導のもと事務能力の向上に努めていきます。

⑤　保育室・園庭・遊具等の安全や環境整備は、用務職員と管理部が協力して維持管理や整備に努めていきます。

(5) 設備・環境・保育材料について

①　保育や行事で必要な設備の充実と教材・玩具の購入を計画的にすすめ、発達に応じた使い方、設定、環境づくりに引き続き努めます。

②　14 年目を迎えるにあたり、各クラスの床の修繕や園児用椅子入れかえなどを計画的に進め、園内の安全対策と環境整備を引き続き行います。

③　園庭や散歩コース周辺の再度見直しを行い、安全点検を心がけていきます。

2.　保育内容

(1) 保育目標と主な行事

①　児童憲章及び児童福祉法の精神のもと、子どもの最善の利益を守り、子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するよう保育指針を重視していきます。各年齢にそった活動を通して、しっかりした自我を持ち仲間と共に育ち合い、豊かな知的興味と感性を育てていきます。

②　行事予定

月	主な行事	月	主な行事

4 月	入園式・父母懇談会・内科健診	10 月	運動会・総合避難訓練・内科健診
5 月	子どもの日祭り・.親子遠足	11 月	収穫祭・保育参加・文化鑑賞
6 月	総合避難訓練・歯科検診	12 月	クリスマス会・餅つき会
7 月	夏まつり	1 月	お店やさんごっこ・歯科検診 ・保育参加
8 月	5 歳児お泊り保育・保育参加	2 月	節分豆まき会・父母懇談会 ・育児講座
9 月	保育参加 ・秋の遠足（幼児）	3 月	ひな祭り会・卒園式・修了.進級式

月例行事･･誕生会・地域交流活動「あそぼう会」・避難訓練

(2) 保育対象

生後８週の産休明けから就学前まで保育を行います。

(3) 保育時間

保護者の労働時間の多様化に対応し、午前７時から午後７時までの開所時間とします。保育標準時間の家庭は午後６時から７時までの延長保育を行います。短時間保育の家庭は午前８時から午後４時までを通常保育とし午前７時から８時を早朝保育、午後４時から６時までを延長保育とします。

(4) 保育方針

① 一人ひとりが健康で安全.安心に過ごせるように、日々の健康状態を観察し年齢に応じた適切な養護と衛生管理に努めます。健康管理として、年 2 回の内科健診と歯科検診を行います。感染症対策として、日々の手洗い・うがい・保育室の換気・加湿（冬期）・消毒を行うなど年間を通し衛生管理に引き続き取り組みます。

② 子どもの思いや気持ちを丁寧にくみ取ることで、子ども一人ひとりが安心して自分を表現し、子ども自身が主体となる生活づくりを大事にしていきます。また、職員一人ひとりが子どもの発達について見通しをもち、共通理解を深め保育にあたります。

③ 子どもの発達を十分に理解し、各年齢毎の活動や遊びを充実させます。また、行事を職員みんなで取組み子どもの姿を伝え合うことを大切にし、日々の保育に活かしていきます。

④ クラス懇談会や育児講座、保育参加、親子参加行事を重視し、保護者同士がつながれるような場や学び合える場を工夫していきます。

⑤ 保育士が中心となり栄養士と協力しながら栽培活動や食育指導を進め、職員全体で取り組んでいきます。

（5）安全管理

① 今年度も職員が安全管理マニュアルを理解し、保護者の協力や理解を得ながら事故防止に取り組みます。また、定期的に環境整備点検に努めます。

② 災害対策として、月１回の避難訓練と年１回の不審者対策訓練、年 2 回の総合避難訓練を、消防署や古川民主病院の協力で行い必要な経験を身につけていきます。

③不審者対策のため、保育中や散歩中の対応について職員間で共通理解をもち、子ども

の安全を第一に考えて行動できるようにしていきます。

３、保護者との連携・支援

① 年々厳しくなってきている保護者の状況をふまえ、子どもとの安定した関係に配慮できるよう職員間の情報交換を大事にしていきます。

② 年２回の父母懇談会を実施します。１回目はクラスの年間計画や保育内容を保護者と共に共通理解し、２回目は１年間の成長した子どもの姿をみんなで喜び合う場としていきます。また例年実施している 4，5、歳児の親子クッキングは、今後もしっかりとねらいを持ち取り組んでいき、親子・保護者同士の関係を深めていきます。保護者同士を繋いでいく場として各クラス毎の保育参加も実施していき、懇談会や保育参加を通して保護者への理解を深め、連携がはかれるようにしていきます。

③ 今年度は保護者の意見・要望を丁寧に把握できるよう「保護者アンケート」を実施し、保育園の役割を全職員で見直していきます。

４．職員の研修と評価

① 子どもの人権を大切にする保育とはどういう事かを、職員全体で学んでいきます。日々の実践の中で学びを生かせるよう場面記録を活用していきます。

② キャリアパスに従い法人・園外の研修を重視し一人でも多くの職員が研修に参加し、資質向上に努めていきます。

③ 自己評価シートを活用し、職員一人ひとりが自分の保育を振り返り、資質向上に努めていきます。

④ 昨年度から引き続き「描画の実践」をテーマとし、職員全体で「描画」について学習、または研修等に参加をし共通理解をもとにすすめていきます。

5. 小学校や地域との連携

① 園・地域の行事や、老人施設との交流などを通して地域のみなさんと関係を密にしていきます。

② 小学校との連携は、就学に向けての保・幼・小連絡会や要録の伝え合いのなかで子どもの育ちの連続性がはかれるようにしていきます。

③ 月１回の遊ぼう会や地域交流事業を通して地域の子育て支援に努めていきます。

④ 保育実習生の受け入れや中高生の職場体験・ボランティアの受け入れなどを通し保育園の役割を広く伝えていくことに貢献していきます。

6. 今年度の重点事項

①全職員で保育理念や法人理念の理解を引き続き深めながら、県連や法人の諸活動に積極的に参加していきます。昨年度に引き続き園内の社会保障委員会が中心となり社会保障全般について学習し、職員も意識しながら取り組んでいきます。

②昨年度から始めた「荒馬」を今年度も中堅職員の力を借りながらさらに全職員で深められるように取り組んでいきます。
③職員一人ひとりが危機管理能力を高めていけるよう職員間の伝えあいを大切にしながら子どもたちが安全・安心に過ごせるようにしていきます。また、職場会議でみんなが発言できるようにしていきます。
④「場面記録」をさらに活用し、職員全体で話し合い討議を深める中で保育の捉え方や掘り下げる力をつけていきます。また、記録の取り方（保育日誌、児童表等）についての学習を行い日々の保育の振り返りに活かしていきます。
⑤どの職員も自分の意見をもち、言い合えるような職員同士の関係性や雰囲気作りを、管理部が中心となって取り組んでいきます。

下馬みどり保育園

２０１７年度、下馬みどり保育園の保育園経営を次の計画ですすめていきます。

１　事業規模

（１）　入所児童数

定員 60 名のところ、4 月は６５名、５月から 67 名の予定です。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
0 歳	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
1 歳	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１
2 歳	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２
3 歳	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２
4 歳	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１
5 歳	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２
合計	６５	６７	６７	６７	６７	６７	６７	６７	６７	６７	６７	６７

（２）　職員体制

	園長	保育士	栄養士	調理員	看護師	事務	保育補助用務員	合計
正規職員	1	１０	1					１２
臨時職員		2						2
パート６Ｈ				1	1			2
パート５Ｈ						1	1	2
パート４Ｈ		1						1
パート 3:15 Ｈ		1					1	2
不定期				1				1
合　計	1	１４	1	2	1	1	2	２２

＊嘱託医として坂総合病院の小児科医とこう歯科医に委託します。

雇用形態内訳

（人）

正規	臨時	パート	嘱託医師	合計
１２	2	8	2	２４

（3）　保育事業内容

① 基本的運営は公定価格に基づいた給付金と多賀城市補助金・利用料収入によります。利用料は延長保育、病後児保育、主食代になります。

② 特別保育事業は、延長保育(名利用予定)、乳児保育(６名)、障害児保育(５歳児１名)、病後児保育（多賀城市内１歳から小学校３年生まで、年間のべ利用人数６０名目標）を実施します。

（4）　職員の業務分担と役割

①クラス担当保育士

クラス名	年齢	児童数	保育士数	備考
ひよこ	0	6	2	
つばめ	1	１１	2	
はと	2	１２	2	
ひばり	３・４	１６	1	３歳児１２名　４歳児４名
はくちょう	４・５	２０	2	４歳児１２名　５歳児１２名
合　計		６５	１０	

②その他の職員の業務

職種	人数	業務内容
園長	1	園全般の管理運営・統括・会計責任者
主任保育士	1	保育全般の把握及び指導、業務管理・園長補佐
フリー保育士	1	休暇等の代替え
障害児担当保育士	1	障害児加配
延長保育士	2	早番担当　　遅番担当
看護師	1	病後児保育・児童の健康管理・保健活動
栄養士	1	給食全般の業務（献立・調理・アレルギー児食・食育）
調理員	1	給食調理・給食室清掃
事務員	（1）	事務全般（会計出納・その他の事務）
用務員	1	環境整備・清掃
不定期職員（調理員）	1	栄養士又は調理員が不在時に勤務
合　計	１２	

(5)　設備・環境

①　発達に応じた遊具や玩具、備品の購入を計画的にすすめ、よりよい環境づくりに努めていきます。必要な保育材料を整えます。

②　絵本コーナーの環境を見直し、子どもや保護者が利用しやすい場に変えていきます。

③　定期的に行っている修繕・保守を実施し、園児の安全対策と環境整備を引き続き行います。

③　家電の買い替えを順次行っていきます。

２．　保育内容

（１）保育目標と主な行事

①児童憲章と児童福祉法、保育指針に基づき子どもの健やかな育ちを保障するよう取り組みます。どの子も安心して自我をだせ、仲間に受け入れられることの喜びを感じ、ともに育っていく保育をつくっていくため「食べる・寝る・遊ぶ」などの基本的生活を大事にしていきます。同時に温かい人とのかかわりを保育の中心に据えます。

②　年間行事予定

月	主な行事	月	主な行事
４月	入園式	10 月	運動会・内科検診・歯科検診 サンマパーティー・交流保育
５月	遠足・内科検診・歯科検診 交流保育	11 月	焼き芋会　　・勤労感謝訪問 子ども作品展　ほうねん座鑑賞
６月	交通安全教室　　・交流保育	12 月	クリスマス会　・餅つき
７月	七夕飾り・なつまつり	1 月	お正月遊び　・育児講座
８月	お泊り保育（年長児）	2 月	豆まき　・交通安全教室
９月	交通安全教室 おじいちゃんおばあちゃんと交流会	3 月	ひな祭り会　　・交流保育 卒園式・修了式

＊上記の他、誕生日会と避難訓練は毎月開催します。

(2)　保育対象

生後 8 週(産休明けから)就学前まで保育します。

(3)　保育時間

午前 7 時から午後 6 時までを保育時間とします。その後午後 7 時までの 1 時間の延長保育を行います。土曜日は延長保育は実施しません。

(4)　保育方針

①　一人ひとりが健康で安全に過ごせるように、日々の健康状態を把握し、必要な配慮ができるようにしていきます。嘱託医による年 2 回の健康診断と歯科検診を実施します。

感染症対策は看護師とクラス担任が連携し年間を通して取り組み、子どもの発達に応じて手洗い、うがいの習慣が身につくよう指導していきます。職員それぞれが、清潔で快適な保育環境をつくっていけるようにします。

② 子どもの発達を十分に理解し、指導計画を重視し１年を見通した活動に取り組めるようにしていきます。日常的に子どもの姿を伝えあい職員皆で行事に取りくみます。

③ 子どもの内面をとらえ、どの子も安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるようにしていきます。また自信をもって仲間とともに育ちあえるようにします。

④ 障がい児は５歳児が 1 名(ダウン症)となりますが就学も考慮しながら仲間のなかで成長できるように保育していきます。また、職員を配置し、発達への援助が手厚くできるようにしていきます。保護者面談など必要な時に支援できるような体制をとります。

⑤ ひばり組（3，4 歳児混合)、はくちょう組（4，5 歳児混合）が、混合クラスとなることから、異年齢保育について園全体で学び保育を工夫していきます。

(5) 安全管理

① 安全管理マニュアルを全員で確認し、安全に対する意識を常に持てるようにしていきます。昨年度からリスクマネジメント委員会をつくり、委員会を中心に安全・環境整備園全体でヒヤリハットから学び、環境を整え、安全な保育ができるようにしていきます。

② 毎月の避難訓練では、さまざまな想定（竜巻等も）で計画し、職員一人一人が、自分で判断すること、連携して行動することの両方が訓練できるような内容にしていきます。

③ 子どもの安全を確保するための情報は保護者にもお便り、掲示などを通して伝え、共通の認識で取り組めるようにしていきます。(服の安全性、遊具での遊び方等)

３．保護者支援と連携

①保護者の生活実態や仕事の状況が理解できるように努め、保護者の子育ての思いに寄り添い一緒により良い子育てができるように支援していきます。

② 年２回のクラス懇談会や、保育参観、保護者参加の行事を通し保育園を理解してもらい、ともに子どもの育ちを認め合い、よりよいかかわりが持てるようにしていきます。また、保護者同士が交流できる場としていきます。卒園児保護者を対象に育児講座を実施します。

③ 子どもの健康についての相談を通して、育児不安を解消できるようにしていきます。また病後児保育を実施し地域の子育て支援をしていきます。

④ 保護者アンケートを実施し（10 月)、保護者の要望や意見など保育園評価を把握し、改善に努めていくようにします。

4. 職員の研修と評価

① 2015 年度に作成した法人職員育成制度（キャリアパス）に基づいて職員ごとの研修計画を立てていきます。研修の復命を重視し、研修内容が全職員のものとなるようにしていきます。

② 園内研修は、中堅職員の力を借りながら、新入職員が基本的な力をつけられるような研修内容としていきます。特に、乳幼児の発達について共通の理解ができるような学習と実技の習得を大事にします。　場面記録を書き検討することで、どの職員も子どもの内面をつかみ、適切な働きかけができるようにしていきます。

③ 未満児を中心にわらべうたについて学んでいきます。（年間で 6 回）

④ 毎日の業務が研修の場と位置付け、ともに学びあう環境を作ります。

⑤ 園内外の自主研修へ参加します。

⑥ 散歩・外遊びなどを積極的に計画し、健康な体づくりをめざしていきます。

5.　小学校や地域との連携

① 保育実習生や研修医、ボランティアを受け入れ活動の場を提供します。

② なつまつりや運動会、季節ごとの行事を地域にお知らせし、保育園について理解してもらう機会としていきます。

③ 地域の乳幼児を対象にあそぼう会を主任が担当し年 4 回実施します。ホームページ上に「育児相談いつでもどうぞ」を表明し、地域の保育園として子育て支援に取り組みます。

④ 地域の子どもの健全な育成を図るため、要保護児童対策地域連絡協議会等各種会議に参加し、地域の子どもたちの状況を把握できるようにします。

⑤ 小学校や必要によっては児童館と連携をとり子どもの成長の連続性を図ります。小学校訪問を実施します。

6.　今年度の重点目標

① 今年度は管理部が新体制になることと、新入職員が 4 人入職することから、法人理念にそった保育を構築しながら、心身ともにはたらきやすい職場づくりをめざしたいです。

① 法人保育理念に基づきながら保育の質の向上をめざし学習を大事にします。特に今年度は日誌の書き方など子どもの捉え方も含め学び合います。

② 職員ひとり一人の子どもの安全に対する意識向上に向け、園全体で取り組みけがや事故のない保育を目指していきます。

③ 年間を通して、感染症対策に取り組みます。また、看護師と担任が連携し、年齢に応じた保健活動（手洗い、うがい、歯磨き、鼻かみ、以上児クラスは自分の体について知るなどを）を行っていきます。

④ 職員が生き生きと働けるような職場環境をつくっていくために互いに尊重し合い、十分

なコミュニケーションが取れるようにしていきます。

⑤ 社会情勢を学び、子どもを守る立場で、平和でだれもが安心して生活していくことができる社会をめざし社会保障運動に取り組んで行きます。

くさの実保育園

２０１７年度くさの実保育園の事業計画は次のとおりです。

１　概要

坂総合病院の職場保育所（認可外保育所）として病院と当法人が委託契約をして保育事業を運営します。

２　事業内容

区分	定員	保育時間	備考
日中保育	２０	8:00　～　18:00	生後５７日～１歳の年度末
夜間保育	１０	16:00　～　21:00	生後５７日～小学３年生
休日保育	5	8:00　～　18:00	生後５７日～小学３年生

＊夜間保育…日曜、休日は休みです。

近隣市町（塩釜・多賀城）の保育園に迎えにいきます

＊休日保育…年間３２日間か開園します。

＊日中保育で登録外の子どもの臨時保育を行います。

例　くさの実保育園を卒園して地域の認可保育所に入所決定後、入所式までの期間等を保育します。

３　日中園児入所予定人数

月	4	5	6	7	8	9	１０	１１	１２	1	2	3
人	2	4	5	7	7	8	１０	１０	１２	１５	１７	１９

４　職員配置　　４月１日付

職名	人数	備考
保育士(８時間)	2	正規１・臨時１
保育士（６時間）	2	日中保育１　夜間保育１
保育補助員（６時間）	1	夜間保育１
調理員　（6 時間）	1	パート１
合計	6	

子どもの増加に伴い７月から保育士１名を雇用したいと考えます。

５　保育方針

①　子どもの生活環境を整備しながらより良い発達を促します。

②　保護者の働く権利を保障するとともに子育てを支援します。

③　子どもと子育てにやさしい街づくりを推進します。

６　保育目標

①　健康な子ども（内科・歯科検診を各２回実施）をめざします。

②　よく寝てよく遊んでよく食べる子どもをめざします。

③　友達や保育士との関わりを喜ぶ子どもをめざします。

７　行事

・避難訓練…下馬みどり保育園と共同で実施します。

・お誕生会は独自で実施します。

・なつまつり・運動会・クリスマス会…下馬みどり保育園の行事に見学参加します。

・懇談会

＊子どもたちの体調を考慮しての参加とします

８　職員研修

・県や市、民間団体が主催する研修会に参加します。

・職員会議の中で、特に「0 歳、1 歳の発達と遊びについて」を位置づけ継続して取り組みます。下馬みどり保育園の 0 歳児クラスでの研修を行います。

・保育雑誌や図書の購読に努め自主研修を心がけます。

・医療労働者という保護者の立場を理解しながら、子育てを支援できるよう、未満児保育も然り、学童児の研修も計画していきたいです。

９　職員集団

・正規職員が中心となりながら、定期的に開催し意思統一していきたいです。

・

古川くりの木保育園

2017 年度、古川くりの木保育園の保育所経営を次の計画ですすめていきます。

事業規模

（1）入所児数

今年度は、定員 75 名に対して 0～4 歳児 76 名が持ち上がり、新たに 12 名の 0～1 歳児が入所し 88 名でスタートします。

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
０歳	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
１歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
２歳	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	168
３歳	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	204
４歳	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	228
５歳	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	204
合計	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	1,056

(2) 職員体制

正規職員 14 名（保育士 1 名、管理栄養士 1 名採用）に、臨時職員 2 名・パート職員 14 名の職員総数 30 名で行います。うち保育士 1 名が育休を 1 年間、パート保育士 1 名は 5 月より産休・育休に入り、看護師 1 名育休後来年 1 月に復帰します。一時保育は、正規 1 名とパート 1 名で行います。昨年度から朝・夕のパート職員がいなく、常勤で対応してきましたが、朝パートの募集を引き続き行い体制を整えていきたいと思います。また、看護師産休代替えを早急に確保したいと思います。

他に嘱託医として古川民主病院の内科医師・歯科医師各 1 名となります。

	保育士	栄養士	調理員	看護師	園長	事務.用務	合計
正規職員	12	1			1		14
臨時職員	2						2
パート 6.0H	5		1	1			7
パート 5.0H	1		1			2	4
パート 4.0H	2		1				3
パート 3.0H							0
合計	22	1	3	1	1	2	30

(3) 保育事業内容

① 基本的運営は、新制度の公定価格による運営費と特別事業の補助金・利用料と大崎市独自の補助金（私立保育園運営費補助と障がい児保育補助）で運営します。

② 特別保育事業として、乳児保育（9 名）障害児保育（1 名）、一時・特定保育（1 日平均 8 名）病後児保育（月平均 10 名）、延長保育事業（標準時間―1 時間延長児 15 名、短時間―延長児 3 名）、地域子育て交流「遊ぼう会」を行います。

(4) 職員の業務分担と役割

① 園長、主任保育士 1 名、副主任 2 名の管理部体制のもと運営にあたります。園長は、園全体の運営管理指揮をとります。主任保育士と副主任は 5 クラスの保育を把握し職員間や保護者の連携をはかり、関係が円滑にすすむよう努めます。

②一時保育と病後児保育は、要望に応えられる体制づくりを担当職員中心に管理部が協力して進めていきます。

③食育については、栄養士を中心に給食職員と保育士が連携しながら、家庭・保護者と情報を共有・協力して取り組みます。

③保健業務については、看護師を中心に管理部・保育士と連携しながら園児の健康管理と保護者支援に努めます。同時に利用希望が多い病後児保育の取り組みを、大崎市と相談しながらさらに充実を図っていきます。

④ 会計事務については、事務職員が経理会計と日常の事務全般を担当し、園長が責任を持ち、本部の指導のもと園経営の安定と事務業務の向上に努めていきます。

⑤ 保育室・園庭・遊具等の安全や環境整備は、用務職員と管理部が協力して維持管理と整備に努め改善を図っていきます。

(5) 設備・環境・保育材料について

① 保育や行事で必要な備品の充実と保育教材の購入をすすめていきます。

② 保育する中、不具合や改善が必要なところは、園児の安全の観点で建設業者等と相談しながら改善・改修に努めます。

③ 園庭や周辺の散歩コースに危険がないか、地域の方の協力のもと安全点検に心がけていきます。

④ 壁紙の不具合がわかり、園舎すべての壁紙全面張り替え（無償）を行います。

⑤ 園児の安全の観点から、2 階の踊り場の柵または二重のカギの設置をしていきます。

⑥ 保育室、事務室、病後児室の網戸を設置します。

⑦ 災害時用の避難リュックを揃え、災害時に備えます。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事＊

① 児童憲章及び児童福祉法の精神のもと、子どもの最善の利益を守り、子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するよう保育指針を重視していきます。各年齢にそった活動を通して、しっかりした自我を持ち仲間と共に育ち合い、豊かな知的興味と感性を育

てていきます。

② 行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4 月	入園式・父母懇談会・前期内科健診	10 月	運動会・総合避難訓練 後期内科健診・世代間交流
5 月	子どもの日祭り・春の遠足	11 月	地場産給食・不審者訓練
6 月	総合避難訓練・歯科検診	12 月	クリスマス会・餅つき会（地域交流）
7 月	夏まつり（地域と交流）	1 月	育児講座・後期歯科検診
8 月	お泊り保育、保育参加（乳児） 花火大会・夏の収穫祭	2 月	節分豆まき会・父母懇談会
9 月	保育参加（幼児）	3 月	ひな祭り会・卒園式・修了.進級式

月例行事･･誕生会．地域交流活動「あそぼう会」．避難訓練

地域の方々と繋がりを持ち、交流できる一年にしていきます。世代間交流では地域のおじいいちゃん･おばあちゃんを招いて伝承遊びを行い、餅つき会では地域の方と一緒に餅つきをし、交流していきます。

(2) 保育対象

生後８週の産休明けから就学前まで保育を行います。

(3) 保育時間

大崎市では短時間認定の場合、8 時から 16 時までの利用。その前後を超えた合は延長保育となります。標準時間認定の場合、7 時から 18 時まで利用。18 時～19 時は延長保育となります。土曜保育については 7 時から 18 時までとします。

(4) 保育方針

① 今年度は新入園児 12 名を迎え入れ 88 名になります。乳児組は 35 名、幼児組は 53 名になります。今年度は幼児組の人数が増え、大きな集団になります。その中で一人一人が様々な事に挑戦し、友だちに認められながら自信を持って生活できるよう活動に取り入れていきます。また、自己肯定感を大切にした保育を大切にしていきます。園全体としても、一人一人が安心して自分を表現でき、子ども自身が主体となる生活を大事にしていきます。

健康管理として、年 2 回の内科健診と年 2 回の歯科健診を行います。

② 集団づくりとして、0 歳児は担当制、1 歳児は少人数制、2・3 歳児は 2 人組、4・5 歳児はグループ活動などを取り入れその中で自分の思いを伝え、相手の気持ちに気づき仲間の中で育ちあえる保育をしていきます。

③ 子どもの発達を十分に理解しあえるよう職員研修を積極的に行っていきます。また年 2 回の総括会議を含め、日頃から園全体で子どもの姿を伝え合うことを大切に

していきます。さらに乳児部、幼児部の会議などで“場面記録”の実践を討議しながら、子どもの捉え方について共通認識をし、日々の保育に活かしていきます。

④　障害を持っている園児が４歳児 1 名となります。職員全体で理解を深め障害を持っている子への援助と保護者の支援を行います。また、隣接の発達支援センターと協力しながら交流を深め、障害児の理解や一緒に学ぶ機会をつくり保護者支援につとめます。

⑤　食育の一環として、野菜に興味・関心を持ち自分たちで野菜を育てる喜びが持てるよう、栽培活動に取り組みます。夏の収穫祭として、子ども達が育てた野菜を収穫調理し、味わう経験ができるようにします。

（５）安全管理

①　古川くりの木保育園の安全マニュアルづくりや、園内にある危険個所を職員同士で確認しあい事故防止に全職員で取り組みます。また、定期的に環境整備点検を行っていきます。

②　災害対策として、毎月の避難訓練と年１回の不審者対策訓練、年２回の総合避難訓練を、消防署や隣接の障害者事業所と協力して必要な経験を身につけていきます。また今年度から、水害時の訓練も行っていきます。

③　災害の経験から非常用のリュックの準備と、緊急時の避難場所の確認を行います。早番、遅番時の避難訓練では、保育士の人数が少なくなった状態でいかに安全に配慮しながら適切な避難ができるようにするか、避難時の職員間の連携を考え、取り組んでいきます。

④　保護者の緊急連絡網整備については今後本部と相談しながら検討していきます。避難訓練の内容や時間は、お迎えに来た保護者にも周知し、保護者にも一緒に参加してもらえるようにしていきます。

⑤　不審者対策のため、保育園での保育中・散歩中の対応について職員間で共通理解をもち、行動できるように確認していきます。園外での保育を想定した非常時の訓練も考えていきます。

３、保護者支援

①　保護者が安心して保育園に子どもを預けることができるよう日々の伝え合いを大切にし、信頼関係づくりに努めていきます。また、子どもの成長や育ちについて伝えあい子育てをともに共感していきます。

②　子育ての悩みなどに丁寧に答えながら、子どもの発達にとって何を大切にしていかなければいけないのかを共に考えていきたいと思います。（生活リズムの大切さ『早寝・早起き・朝ごはん』、メディアの影響、丈夫な体作りなど）

③　年２回の平日午後の父母懇談会と前期の保育参加を通して、保護者と理解を深め、

保護者同士が繋がる場として行きます。また、必要な支援ができるよう職員間の情報交換を密にしていきます。

④　一時保育事業では、様々な生活状況のお子さんを預かる中で、保護者の子育ての悩みなどに寄り添っていきます。

⑤　病後児保育では、園内の保護者はもとより就労しながら子育てをしている方が利用できるよう看護師と連携していきます。また、行政に対しては補助金について働きかけていきます。

⑥　保護者理解の面では、5 歳児（前期）や障害児（父母懇談会後）については個別面談を位置づけるようにし、就学に向けて保護者の思いや悩み、家庭の状況を把握することを努めていきます。また、必要に応じて面談をしていきます。

⑦　育児講座を年 1 回行い、初めての就学に向けて保護者と学び合います。

４．職員の研修と評価

①　年間の研修計画を立てて職員一人ひとりの専門性を高めていきます。法人理念に基づいた保育や子どもの発達の学習などを行い、全職員で共通認識のもと保育していきます。法人として、共通の学習にも取り組んでいきます。

②　県連や法人・保育園内外の研修に多くの職員が参加できるようにしていきます。また、自主研修など学び合う環境づくりをすすめていきます。

③　異年齢保育、年齢ごとの集団づくりについて、学んでいきます。法人保育園の合同研修や保問研、合研などに参加して、学び合う機会を作っていきます。

④　キャリアパスの計画に基づきながら、職員の自己評価や面談を行い、職員の課題や目標を明確にし、共通理解を深めながら一人一人の専門性を高めていきます。中堅職員をはじめ、クラスのリーダーが力を発揮できるように、管理部が各会議に入り、保育を共に考えていきます。

⑤　保育制度や社会保障、戦争法案など情勢について積極的に学び学習を位置づけ運動していきます。

5.　小学校や地域との連携

①　就学に向けて幼・保・小の連絡会や児童要録の伝え合いの中で小学校との連携を行い子どもの育ちの連続性が作れるように努めます。

②　園の行事や地域の行事を通して、地区役員さんや地域のみなさんとの関係を築いて積極的に地域の行事に参加していきます。

③　地域の小学校や中学校からの見学や職場体験の要請に積極的に応えながら交流を図っていきます。また近隣の大崎中央高校・誠真短大のボランティアや保育実習の受入れ交流を大事にしていきます。

④　遊ぼう会（5 月～12 月）や地域交流事業等を取り組みながら地域に開かれた保育園

をめざします。（障害者事業と協力して）

6. 今年度の重点事項

① 全職員で（中堅・新人も含め）、法人の理念や保育方針に基づき、年齢ごとの発達、子どもの捉え方を学んでいきます。場面記録については、各クラスで取り組みながら、乳児部・幼児部の会議に提案して討議するなど、引き続き学び合いをしていきます。

② 各年齢における集団づくりについて全職員で学習し実践していきます。また、今年度から幼児組の人数が増えることから、幼児組の異年齢交流や縦割り保育については職員間で検討や学び合いながら、取り組んでいきます。乳児組ではトイレトレーニング、マイ人形、わらべうたなど、生活や遊びについても学び合っていきます。管理部やリーダーが中心となり、学習文献も共に考えて学び合っていきます。

③ 全職員会議では、管理部職員が主体となって進めながら、全職員が積極的に学び合い、一人一人が発言できるように会議の持ち方を工夫していきます。そのために、事前の主任会議で、管理部が内容等を決め、時間を有効に使った会議を行うようにしていきます。

④ 子ども・子育て支援新制度や保育士の処遇などの問題については、引き続き職員・保護者と協力しながら学習と運動を進めていきます。

⑤ 全職員の心身の健康管理を大切にし、生き生きと働けるような職場づくりをしていきます。できる限りでの勤務内での事務時間の保障をしていきます。

⑥ 病後児保育事業では、地域の働く保護者への周知をはかり、安心して利用できる事業になるよう努めていきます。補助金についても行政に引き続き働きかけをしていきます。

⑦ 大崎市公立保育施設民営化がはじまります。行政へ働きかけ、運動を進めていきます

岩切たんぽぽ保育園

２０１７年度、岩切たんぽぽ保育園の経営を次の計画ですすめていきます。

1. 事業規模

（1） 入所児童数

今年度は公立岩切保育所の民営化を受けて次のような入園児数となります。このうち新入園児は１９名の見込みです。

定員９０名

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
1歳	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１	１１
2歳	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２	１２
3歳	１７	１７	１７	１７	１７	１７	１７	１７	１７	１７	１７	１７
4歳	１７	１７	１７	１７	１７	１７	１７	１７	１７	１７	１７	１７
5歳	１５	１５	１５	１５	１５	１５	１５	１５	１５	１５	１５	１５
合計	７７	７８	７８	７８	７８	７８	７８	７８	７８	７８	７８	７８

（2） 職員体制

	園長	保育士	栄養士	調理員	看護師	事務	用務員	合計
正規職員	1	１７	1					１９
臨時職員								0
パート６Ｈ				1				1
パート５Ｈ		1		1		1		3
パー４H		1		1	1			3
パート３H							2	2
合　計	1	１９	1	3	1	1	2	２８

＊嘱託医…宮林こどもクリニック　・　松田歯科医院

（3）業務分担

職種	人数	業務内容
園長	1	園全般の管理運営・統括、会計責任者
主任保育士	1	保育全般の把握及び指導、業務管理、保護者支援

クラス担任保育士	１２	クラスの保育及び指導計画、日誌等の事務
フリー保育士	2	休暇等の代替え
一時預かり事業担当	2	一時預かり保育・保護者支援
障がい児担当保育士	1	障がい児の支援、援助
延長保育士	1	早番担当
看護師	1	児童の健康管理（一時保育児童も含む）　保健指導
栄養士	1	給食全般に関する業務（献立・調理・食育）
調理員	3	給食調理　給食室清掃
事務員	1	事務全般（出納業務・経理・その他の事務）
用務員	2	環境整備　清掃　下膳等
合　計	２８	

（４）　保育事業内容

①基本的運営は、公定価格に基づいた委託費・各種補助金・利用料（延長保育・一時預かり保育・主食代）によります。

②特別保育事業は、次の通り実施します。

事業名	内容	備考
延長保育事業	18:15～19:15 の 1 時間延長 18:15～20:15 の 2 時間延長	利用料　3,000 円 利用料　5,000 円
一時預り保育事業 定員 10 名	保護者の就労等による断続、継続的な利用、疾病等の緊急時の保育、私的理由による保育サービス 7:30～18:00	三歳以上児　1 日 1,200 円 三歳未満児　1 日 2,400 円 給食費　1 日　300 円

２．保育内容

(1) 保育目標と主な行事

児童憲章にのっとり、保育指針に基づいて、子ども達の心身の健やかな育ちを保障するように取り組みます。「寝る・食べる・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、あたたかい人とのかかわりを保育の中心とします。

職員は子どもの人権を大切にし、ひとり一人の子どもが、自分の思いを十分出せること、仲間とともに育ちあえる関係をつくり、豊かな知的興味と感性を持った子どもに育つよう、創意と工夫のある保育内容を追求します。

年間行事は以下の通りです。

月	行　事　名
4	入園式　内科検診

5	親子遠足（3 歳以上児）
6	歯科検診　　コージーホーム訪問（老人介護施設）
7	七夕会　　就学時体験保育（仙台市天文台）　　プール遊び
8	プール遊び
9	
１０	運動会　内科検診
１１	収穫祭　コージーホーム訪問
１２	発表会　昔遊びの会
1	お店屋さんごっこ　　ほうねん座公演
2	豆まき　　交通安全教室
3	ひな祭り会　　卒園式　　進級式

＊上記の他、誕生会と避難訓練は毎月開催します。

（２）保育方針

①　健康で安全に過ごせるように環境を整え、ひとり一人に必要な配慮ができるようにします。また、一年を通じてクラス担任と看護師が連携し感染症の予防に取り組みます。子どもの発達に応じて、手洗い、うがい、歯磨きなどの習慣が定着するよう指導していきます。

②　子どもの発達を十分に理解し、1 年を見通した活動に取り組めるようにします。日常的に子どもの姿を伝えあい、職員全体で一人一人の子どもを見ていく視点に立てるようにしていきます。

③　子どもの内面をとらえ、どの子も安心して自分を表現でき、気持ちよい生活ができるようにしていきます。また、さまざまなことに意欲的に取り組めるよう保育内容について検討していきます。

④　障がい児は５歳児クラスに２名となります。発達への援助とともに、クラスの仲間と育ちあう関係づくりを大事にしていきます。

⑤「食べることは生きること」を基本に、給食職員と担任が連携し食育活動に取り組みます。

（２）　安全管理

①　安全管理マニュアルを全職員で確認し、安全に対する意識を常に持てるようにします。園外保育（散歩）、毎日の登降園時は、交通量の多い道路に面していることから、安全への配慮が特に必要となるので、園児、保護者への注意喚起を同時に行っていきます。

②　毎月の避難訓練では様々な想定で計画し、職員一人一人が自ら判断し、また連携した行動をとれるような内容にしていきます。

③　安全な生活がおくれるよう、保護者に対しても必要な情報を伝え、共通の認識で取り組めるようにしていきます。（服の安全性、靴、遊具での遊び方等）

３．保護者支援と連携

①　法人の保育園に移行したことで、保護者の不安感があると思われるので、信頼関係を築ける様、疑問には丁寧に応えるようにしていきます。保護者の生活実態や仕事の状況が理解できるように努め、子育ての思いに寄り添い、よりよい子育てができるように支援していきます。

②　各クラス年２回の懇談会や保護者参加の行事などを通して、保育園を理解してもらえるようにするとともに、保護者同士が子育ての楽しさを共有できる場となるようにしていきます。

③看護師の専門性を生かし、子どもの健康に関する相談などを通して育児不安が軽減できるような支援をしていきます。

４．職員の研修と評価

①　新入職員とともに、ひとり一人の子どもを大事にする保育の意味がとらえられるように学習をすすめていきます。子どもの発達について学び、実践記録を通して、共通の認識がもてるようにするとともに、職員の不安や疑問にも応え、保育に意欲的に取り組めるようにしていきます。

②　園内外の研修にどの職員も参加できるようにし、学んだことを復命することで、全職員の学びにつながるようにします。

③　自己評価、保育園評価を計画的に行い、よりよい保育ができるようにしていきます。

５．　小学校や地域との連携

①　地域の未就園児を対象に親子で触れ合うわらべうたを中心に「あそぼう会」を開催します。

②　地域の子どもの健全な育成を図るため、「岩切子どもネットワーク会議」に参加し、関係機関との連携を深め、各種行事にも職員が参加できるようにします。また、小学校と連携をとり子どもの成長の連続性を図ります。

③　老人介護施設コージーケアホームを年２回訪問し、高齢者とのふれあいを通し、思いやりの気持ちが育めるようにします。また岩切市民センターを拠点に活動している「青麻ぼっこの会」や「老壮大学」の方たちによる昔遊びの会を実施します。

６．今年度の重点目標

①　新入職員も多いことから、法人理念が保育の中で理解できるよう、学習や園内研修を計画的に進め、子どもの見方が一致できるように取り組みます。

②　子どもの安全に対する意識を持ち、園全体で、けがや事故のない保育をめざします。

③　職員一人一人が健康で生き生きと働けるような職場環境をつくっていくために互いに尊重し合い、十分なコミュニケーションが取れるようにしていきます。

④ 主体的に保育に取り組めるよう援助し、行事などの役割分担を通してどの職員も全体を把握していく力を身に付けられるようにします。

⑤ 社会情勢を学び、子どもを守る立場で、平和で誰もが安心して生活していくことができる社会をめざし社会保障運動に取り組みます。

仙台市宮城野児童館

１ 管理運営の基本方針

宮城野児童館は 2007(平成 19)年に仙台市の指定管理を受け、社会福祉法人・宮城厚生福祉会の掲げる、①地域の皆様の参加で支えられ、地域に開かれた施設づくり　②赤ちゃんから高齢者まで、一人ひとりを大事にするまちづくり　③保育園や施設ご利用の方々(乳幼児から高齢者またその家族)をはじめ地域の皆様が主人公、という三大理念の下に、１０年間当館の運営をしてきました。

一方、子どもや子育てを巡る情勢は、「子どもの貧困」や「親の引きこもり」さらには経済格差による貧困層の増大、不安定な雇用政策で苦しむ労働者など、ここ数年で課題が増しています。子どもの世界をみても、ゲーム以外の遊びを知らない、SNS 依存でしか友だちと繋がれないなど、子どもの遊びも多く変わりました。また、「いじめ」問題は一層深刻化しています。仙台市のいじめ自死事件は市内の教育・福祉関係者にとって大きな課題を提示しています。

このような中で国や自治体も危機意識を強め、国レベルでは新児童福祉法を定め、厚労省も『子ども・子育てプラン』を策定し、仙台市も 2015 年 3 月『すこやか子育てプラン 2015』を発表しました。

このプランの内容は私たちの法人が掲げている理念の課題とも一致するものがあり、法人理念の追求が、前述した今日的な課題を克服していく道であると考えます。

児童館は、新児童福祉法制定の歴史をみても、乳幼児から中学・高校生までの子どもたちの健やかな成長発達の保障と、生きる希望と夢を与えるための一翼となるよう、地域社会から託されている児童福祉施設です。そこは 18 歳までの子どもが自由に出入りできる居心地のよい遊び場であり、地域の中に存在する集いの場・潤いのある空間です。そして、遊びを通しての豊かな人間形成をめざし、地域内のすべての子どもたちの健全育成を図る地域活動の促進に力を注ぐことが主たる機能であると考えます。

この基本機能を踏まえながら、「地域における子育て支援」「全ての子どもたちの健全育成」「地域における子どもたちの環境づくり」、そして「全世代間交流の中での子育て支援と健全育成」を 4 つの柱として、社会的期待に応える児童館づくりを今まで以上に追求していきたいと思います。

その運営にあたって、次の項目を運営の基本方針としたいと考えています。

①地域に開かれた、子どもが主人公の遊びの場とする。

②子どもたちの心身の健全育成のための遊びや自主活動の応援を推進する。

③世代間（乳幼児・小中高生・高齢者）交流や異年齢集団の中で、豊かに育ち合う場とする。

④親が、安心して働ける社会環境の整備の一環としての放課後児童クラブを充実させる。

⑤要支援児、不登校、子育て不安等への相談場所として機能させる。
⑥地域住民や関係機関との連携による子育て支援活動を推進する。
⑦子育てや児童文化の情報の発信基地として活動する。
⑧中学・高校生向けの事業や自主企画の支援をすすめる。
⑨子どもの生命を預かる使命を自覚し、職員研修、安心かつ安全な施設の維持管理を精励する。
⑩積極的に小学生・中学生・高校生をはじめ、地域の方たちのボランティア活動を拡充する。

特に今年度は 4 年生(一部 5 年生)への受け入れ拡大、東宮城野小マイスクール児童館の開設という制度改変を迎え、これまでの基本方針に次の 2 点を加えます。
⑪高学年児童の活躍の場を充実させる。
⑫宮城の小学校との連携・協力を推進する。

2 提案事項ごとの事業計画

（1）利用者サービス向上
①サービス提供及び苦情等への対応にあたっての責任体制
児童館運営は、児童館を利用する子どもたちはもちろんのこと、すべての利用者の方々、地域住民の方々へのサ―ビス提供の向上を常に念頭において行われなければならないと考えます。その責任体制は、館長を中心とした児童館を構成する職員が基盤となります。また指定管理の法人として、法人事務局に児童館事業の担当者を配置してきました。責任体制として児童館事業責任者と児童館館長が管理部となり、管理運営にあたっていきます。この体制の下、館長が具体的な職務分担をし、任務遂行の責任を正規職員およびパート職員の全員が担っていきます。
（ⅰ）サービス提供に関わる職務分担では、
▽館長＝管理全般
涉外関係（町内会、小・中・高等学校、幼保園、子育て支援クラブ、各関係機関、諸団体）及び防災計画策定、各種相談、児童クラブの入会・退会に関すること
▽職員＝各種事業の立案と実施の担当
各クラブ（児童クラブ、幼児クラブ、乳児サロン、子育て支援クラブ等）担当、館だより・児童クラブだより、ホームページの更新などの広報活動、館内外掲示装飾、図書室運営、設備・備品の管理と整備
これらを利用者ニーズに応えながら、今後も行っていきます。
（ⅱ）苦情処理の対応は、
▽利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、宮城野児童館としての苦情解

決の仕組みを整え、次のような手順ですすめております。

苦情解決責任者には館長があたり、他に苦情受付担当職員を配置しています。

また館内に苦情解決対応体制を掲示し、仙台市子供未来局児童クラブ事業推進室、法人第三者苦情処理委員（委員は、鹿又喜治弁護士）の方へ、直接相談ができることを館内掲示等でお知らせします。

なお法人として独自に苦情処理第三者委員会を開催し、法人の各施設内で発生した事故と第三者苦情処理委員へ直接苦情がないものでも苦情として受け付けたものについて委員会に報告し、審議・判断いただいております。また利用者アンケートを通じ、寄せられた苦情とその改善策を検討し、その内容を公表していきます。

②サービスの質の確保と向上に対する考え方

サービスの善し悪しを判断するのは児童館利用の方々です。そのために『利用者　アンケート』を実施し、その内容を職員で共有・検討し、具体的は改善策を立てて運営の改善に役立てます。そうしたことを重ねてサービスを向上させ、地域から親しまれ愛される児童館づくりを進めます。

児童館が大好きで駆け込んでくる子どもたちに、安心と安らぎのある居心地のよい、子どもの遊び文化の城、地域のコミュニケーションの場として存在するための努力点として下記の６項目を掲げます。

（ⅰ）利用者との共感、信頼関係を大切に築いていきます。

子どもたちから好かれる職員、全ての利用者から信頼され、親しまれる職員をモットーとし、中高生とも、若い親たちとも気軽に談笑し、話し相手となり、利用者が和やかに過すことができるように努めます。

（ⅱ）利用者の苦情・悩み・困りごと・訴え・要望等を真摯に受け止め、親身に考え、相談にのり、問題解決を図っていきます。

（ⅲ）気持ちのよい挨拶、公平かつ平等な対応、良質な文化の香りが醸し出される環境づくりを進め、図書室と遊具や玩具の充実を図っていきます。

（ⅳ）事故防止に努め、環境整備、衛生管理、施設設備の安全等の定期的な点検活動を実施します。危機管理についても、日ごろから訓練を行います。保健衛生管理のために職員の研修を進めます。

（ⅴ）来館者からの声を受け止め、それを運営に反映させていけるように、利用者アンケートを実施します。また投書箱「みんなの声」や「こども会議議題箱」を設置し、利用者の声に耳を傾けます。

（ⅵ）「いじめ」については早期対応と日常の観察を強め、解決を目指します。

③ 地域特性を考慮したサービス提供の考え方

宮城野小学区の町内は、古くからの住人と、マンションや自衛隊官舎、さらに JR

宿舎をはじめ、転勤族も多い地域になっています。連合町内会は、小学校宮城野小と東宮城野小の２校にまたがる広範囲で構成され、町内会の数は 10 数余となっています。

また近隣には高等学校や福祉関係の専門学校もあり、高校生や専門学校生との交流も行いやすい恵まれた環境にあります。

このような地域の特性を考慮して、次のような点に取り組みます。

ⅰ）地域住民に広く、児童館の存在と機能役割を周知できるよう館だよりを中心に広報活動に努めます。宮城野小学校全児童及び幼稚園・幼保園（所）児にも毎月の児童館だよりを配布します。また中学校２校や高等学校にも館だよりの掲示を依頼します。特に東宮城野マイスクール児童館には当分登録児童人数分を置いてもらい、子どもが自由に持ち帰れるようにしてもらいます。

その他、商店街、区役所、市民センター、コミュニティーセンターなどにも掲示をお願いします。2 つの町内会に市政だよりとともに児童館だよりを回覧してもらいます。

またパソコンや携帯・スマホなどからも情報を得られるよう、ホームページを開設し月毎の更新をしてきました。今後はブログの投稿を増やし、新しい情報を広く知らせるよう取り組みます。

ⅱ）これらの広報活動を通して、多くの地域住民に気軽に来館していただけるような雰囲気作りとサービス提供に努めます。

ⅲ）地域の方に児童館行事にも進んで参画していただき、地域の中での児童館の存在感を高めていきます。

ⅳ）地域と学校の交流を目指した学校開放事業「マイスクール宮城野」（宮城野小）との積極的な交流を強化します。

ⅴ）町内の子ども会の行事などで積極的に利用されるよう広報活動をすすめます。

ⅵ）投書箱「みんなの声」と苦情解決制度の周知徹底を図り、サービス向上に生かしていきます。

④ 個人情報保護に関する考え方及び取り組み

情報通信が高度に発展してきた社会で、個人の情報の保護が重要な責務・課題になっています。

「個人情報保護法」の遵守を最優先に位置づけて、館活動のすべての面で徹底します。

児童館は、個人情報を取り扱う業務が含まれています。その保護義務及び取り組みは、下記の通りとします。

ⅰ）個人情報の利用目的を特定し、目的外の使用禁止 ⇒ 個人情報は、事故・災害時の連絡、来館者名簿や児童クラブ、幼児クラブ等の名簿の作成目的のみに利用します。

ⅱ）個人情報は、不正な手段で取得しない ⇒ 情報提供者に直接記載または提出してもらいます。

ⅲ）利用目的を情報提供者本人に通知する ⇒ 記載または提出の際に利用目的を明らか

にし、承認を得ます。

ⅳ）正確な個人情報をデーターベースに保持する ⇒ 特に、住所・電話等は細心のチェック確認を行います。

ⅴ）漏洩防止のための安全管理措置⇒記載された書類、文書及びパソコン等への入力後の厳密な管理保護に努めます。記録媒体管理簿で個人情報入力・出力の作業を適正に管理します。

ⅵ）本人の同意なしに第三者に個人情報を提供しません。

ⅶ）本人からの開示、訂正や利用停止請求に応じます。

ⅷ）苦情への迅速な対応にあたります。

（２）人材確保・育成等について

①人材確保・採用計画に対する考え方及び内容

人材確保・採用に関しては、法人事務局の仕事と位置づけており、人材確保・採用計画は下記の通りです。また、宮城野児童館での質の高い安定的な児童館事業の継続を行っていくために、法人理念・児童館事業方針の下での職員育成・研修こそが大事であると考えます。

ⅰ）児童館全体の管理運営の責任者である館長には、児童福祉・学校教育等の豊かな経験者を採用してきました。今後も同様にしていく予定です。

ⅱ）2015 年度からスタートした放課後児童支援員の認定資格については、計画的に研修の受講をすすめます。

ⅲ）新規採用者については子どもの最善の利益を追求できる資質を有している有資格者を優先的に採用し、採用後放課後児童支援員の資格の取得を促します。

また職員の採用については、単年度の契約職員や時間パートの職員としての契約ではありますが、児童館運営の継続性の重要性を鑑み、当法人が仙台市との契約に基づき指定管理者として継続している期間は、本人からの退職などの申し出がなければ、継続雇用に努めます。

②人材育成・研修に対する考え方及び内容

児童館職員は、何よりも子どもが好きでなければならないと考えます。子どもの人格形成までに及ぶ職責の重さを認識し、子どもを理解し、共感できる職員が求められます。また子どもたちと共に学び、共に歩む姿勢が求められます。より豊かな児童館づくりを担う職員は、未来を託す子どもたちの健全な成長発達、安全保護、そして命を預かる重く責任ある職務の従事者だと考えます。また理想と情熱と希望を持った人材、子ども一人ひとりに応じた援助と支援ができる有能な人材の任用と適正な配置が求められます。

乳幼児、小・中・高校生、要支援児（者）の成長・発達の理論を踏まえた対応をはじめ、保護者、高齢者、地域住民等とのよりよい関わりが求められるので、専門家としての指導員の資質、人格や識見の高さが問われます。

そうした人材育成のためには職員の研修は欠かすことができません。私たちは次の８つをめざ　し、日々その具現化に努めます。

ⅰ）全ての子どもと平等公平に関わることが大切であり、その実践に向けて不断の努力を求めていきます。

ⅱ）子どもたちが置かれている社会状況、生活の現実に的確に目を向け、認識し、適切な対応が行えるように自己研鑽、機関研修の保障と奨励、そして日々の館内研修を行います。

ⅲ）子どもの遊びの文化の理論と実技研修、特に子どもの成長の糧となる健全で豊かな遊びの文化の学び充実させます。

ⅳ）来館する乳幼児・要支援児・高齢者等から見えてくる少子高齢化と要支援者問題を考え、高齢者・要支援者との共生の道すじを学びます。

ⅴ）特別支援教育について研修し、児童に即した具体的な支援のあり方を検討します。

ⅵ）職員自ら豊かな感性や創造性を育み、かつ確かな目で社会の状況・現実を見据える資質向上のための研鑽を積みます。

ⅶ）全職員会議を毎週１回定期的に実施し、共通理解・認識、情報の共有に努めます。また短時間の職員ミーティングを毎日実施し情報の共有に努めます。

ⅷ）昨年度からスタートした放課後児童支援員の認定資格取得の研修を、年次計画を立てて受講を進めます。

以上のことを、館長はじめ職員全体の共通課題として、積極的に研修の場に参加していきたいと考えます。

（３）健全育成事業について

①子どもの発達段階に応じたサービス提供に対する考え方

子どもの成長発達を促し、可能性を引き出す日常の遊び・活動を充実させていきます。また常時、子どもたちの表現の場を積極的に設けます。

【乳幼児期と親】

■乳幼児・親子がくつろいで過ごせる場の開放、保護者のみなさんのおしゃべりタイムで心の開放

ⅰ）子育てサロン室～利用者アンケートの声を取り入れ、ランチタイムとカフェコーナーを利用しやすくし、仲間づくりと子育て談議の場を提供します。

ⅱ）「赤ちゃんサロン」を毎月１回開催し、保健師や栄養士、小児科医など外部講師を招いた育児相談や仲間づくりをすすめます。

ⅲ）２，３歳対象の登録制の「きらきらクラブ」の活動で、集団遊び、絵本の読み聞かせ、紙芝居、人形劇、工作、伝承遊び、わらべうた、折り紙、お絵かきなどを実施し、幼児期に大切な心・感性、身体、知恵を育みます。季節の行事も数多く取り入れていきます。

ⅳ）1歳児対象の登録制「ひよこクラブ」を新設し、リズム遊び・水遊び・造形遊びなど多様な遊びを通して、幼児期に入った子どもの心身の発達を支援します。

ⅳ）幼児向けの「ぷちぷち遊びの会」を毎月開催し、親子のふれあい・学びの場を提供します。

非登録制で、関心や都合に合わせて気軽に参加できるようにします。

ⅴ）「おはなしポケット」では読み聞かせボランティアの協力を得、絵本の読み聞かせの会を月２回実施します。その中で手遊びやわらべうたなど伝承遊びの継承にも努めます。

ⅵ）幼児向け行事の後には、子育て何でも相談タイムを持ち、日頃抱えている不安などの相談活動を行います。

ⅶ）子育て支援クラブの再建に向けて、活動例を集めそのあり方について資料をあつめます。

【小学生・学童期】

■この時期に、「自分の責任で、自由に遊ぶ」また「仲間と共に遊ぶ」子どもたちが育つための支援と個性を生かす活動を推進していきます。

ⅰ）手指を働かせ、道具を使い、作って遊ぶ、遊びの奨励

ⅱ）集団遊びで知恵を働かせる

ⅲ）頭脳を駆使する遊びの奨励

ⅳ）伝承遊びの面白さと魅力を知り、技を覚える

ⅴ）スポーツで身体と頭と心を鍛える

ⅵ）読書の習慣をつける。朗読の体験、歌や踊りや演劇を楽しむ

■日常の遊び・活動を大切にしながら、子どもの個性特技を生かし伸ばすため、参加自由型の各種活動を展開していきます。

ⅰ）「図工タイム」では絵画、工作、土粘土、デザイン、造形遊び等を楽しむ。

ⅱ）「人形劇」などの制作と上演活動を行う。

ⅲ）「囲碁クラブ」「将棋クラブ」では入門指導からを対象に活動する。さらに各種大会にも参加しながら、県内・市内の他のクラブとの交流を図る。

ⅳ）「折り紙クラブ」は折り紙ボランティアや職員の指導で実施する。

ⅴ）「草花クラブ」を随時募集し、花壇の整備や種取りを子どもとともに行う。

ⅵ）「短歌づくりクラブ」を新設し、伝統的な短詩表現に親しむ機会を設ける。

ⅶ）2年前まであった「英語でお話し会」を再開し、英語遊びや外国の絵本の読み聞かせを楽しめるようにする。

■「子どもの権利条約」の精神を大切にし、『子ども集会』や『こども会議』を随時開催し、児童クラブの運営についての話し合いを重視します。また子ども達の自治能力を高め、こども企　画行事を取り入れます。

■4年(一部5年)まで登録が拡大されたことに伴い、中学年の活躍の場を増やし、発達段階に応じた行事を検討します。

【中学・高校生期】

■自由で開放感を味わえる場と時間があり、自分の存在が認められる喜びの体験や悩みの語り合いの機会を設けます。

＊自主的活動の場を提供―音楽、運動、おしゃべり、読書、学習

■中学校職場体験活動や仙台工業高校 2 年生の家庭科保育の移動教室を受け入れ、中学生・高校生をはじめ専門学校や大学生ボランティア体験を定着させ、児童館を理解する機会の一端と「子どもたちの今」を見つめさせる場の提供に寄与していきます。

■仙台工業高校吹奏楽部の演奏会をはじめ、近隣の中学校２校の吹奏楽部にも館行事の開会行事などへの参加を要請し、活動の場を提供します。

また仙台工業高校の模型部とのコマ撮りアニメの上映会・コマ撮りアニメづくり、建築倶楽部の生徒と大工さんによる木工教室も継続していきます。

■児童館を拠点としたサークル活動の奨励や小学生と中学・高校生との交流、児童館行事への参加などを推奨します。

■思春期相談や不登校やひきこもり児童生徒の支援などは、学校や関係機関と連携して進めます。

■子どもに喜ばれる図書館運営を目指し、子どもの読書体験を豊かにします。新規購入の際には子どもからも希望を募り、運営の一端に参加できるように努めます。

② 行事やプログラム等の考え方

子どもたちは、同年齢・異年齢の子どもたち同士の関わりの中で育っていきます。どの子どもたちでも参加できることを基本に置いた行事やプログラムを考えます。例えば小学生向けの行事でも、他の年齢期の子どもたちが見学し、可能であれば間接的な参加ができる内容を工夫したいと思います。

【日常活動と各種行事】

ｉ） ０歳児から就学前までの乳・幼児親子

・育児談義、親子の仲間を求めて、閉じこもりから居場所探し、祖父母の子守り・外国の子どもとの交流・発育成長に必要な歌と遊び、玩具、仲間からの学び・小学生との交流

・『赤ちゃんサロン』

毎月１回の開催をすすめてきました。

＊親子遊びを通しての親子の絆を深め、同時に保護者や子どもとの交流をすすめる。

＊保健師、保育園園長、小児科看護師などの支援を受けながら学習会の開催

・『ひよこクラブ(1歳児)・きらきらクラブ(2・3歳児)』を各々月１回開催します。

＊各 15 組程度の親子集団で、歌う、体を動かす、描く、作って遊ぶ、飾りを作る、調理して食べる

＊リズム遊びをする、手指遊び、わらべ歌、粘土遊び、新聞紙や段ボールで遊ぶ、絵本の読み聞かせ、紙芝居、人形劇、おはなし会等に取り組む。

・幼児向け『ぷちぷちあそびタイム』を年 10 回程度開催します。

・『ランチタイムとカフェコーナー』

利用者アンケートで要望を取り入れ、学校の長期休業期間をのぞき、ランチタイムは平日連日開催に変更してきました。カフェタイムを毎月設定し、当面無料で各種飲み物を提供します。

ⅱ）小学生以上中高生対象

・集団の中で育つ・異年齢集団の中で育つ・遊びの中で育つ子どもたち

・障がい児や要支援児と共に育つ子どもたち

・〈日常活動〉多種多様・多彩な遊びと活動

・〈クラブ活動〉・図工教室（絵、デザイン、工作、土粘土、段ボール工作）

・草花育て・囲碁・一輪車・人形劇

ⅲ）全ての来館者対象

・〈定例行事〉

こども映画館……毎月末の土曜の午後、地域の方にも喜んでいただいている上映会は『こども映画館』として充実させていきます。映画の選定には子どもの要望も取り入れていきます。

囲碁教室・将棋教室……初心者から参加できる教室として会員増をすすめながら、様々な大会へも参加。毎月土曜日開催

おはなしポケット……読み聞かせや紙芝居、パネルシアターなど月 2 回実施

折り紙教室……季節の折り紙、遊べる折り紙、さらに作品の館内掲示など２ヶ月に 1 回

他に　図工教室・短歌づくり教室・英語でお話し会・工作教室を定期的に開催します。

※囲碁教室、折り紙遊び、お話ポケット、図工教室では地域のボランティアの方が指導者として参加

・〈企画行事〉

毎月１回「もちつきなど季節の行事」「児童館まつり」「高齢者施設訪問」「集団遊び」等

・図書貸し出し

・遊具等の使用他

ⅳ）地域ボランティア（工作ボラ・折り紙ボラ・生け花ボラ・読み聞かせボラ・何でもボラ・中高生ボラ・文化財制作ボラ）と一緒の活動

（４）子育て家庭支援

① 子育て家庭支援に関する理念及び基本方針

わが子に暴力を振るったり養育を放棄したり、命まで奪う親の存在など、目を覆いたくなる出来事が社会問題化している日本社会です。

子どもたち自身も、遊び相手が見つからない、公園に行っても誰もいない、自由時間がない状況に追い込まれています。このような状況下で、親も子も気持ちを発散できずにいます。そのようなことが要因となって、冒頭のような悲惨な事件をつくりだし、子どもが犠牲になってしまっている社会状況があります。子どもを育てるということの意味が、社会全体に問われています。「子どもの貧困」も深刻な社会問題化しています。

少子高齢化の中で、子どもを産み育てる価値が問われ、子どもとは何かという本質的なことまでを考えなければならない時代であるとともに、「育児の担い手」が保護者だけではなく行政や地域社会全体の問題として考えていく必要があると考えます。

このような状況を踏まえて、次のような子育て支援を行っていきます。

＊親が孤立し、悩み、引きこもる状況から救い、親を支える保障をしていく。

＊子育ては母親・父親だけでなく、他の地域の大人の手を借りる共同の営みにする。

＊親を育児で追い詰めない。「助けてほしい」ということが伝えられる地域をつくる。

＊地域での「みんなで子育て」という子育て支援の理念を広め、浸透させていく。

＊親以外のたくさんの大人による子育てが、子どもの成長発達に不可欠であり、子どもはその中から必要なことを得ながら育つ。

＊子どもが地域の大人に見守られるように、そして、地域の異年齢の子どもたちと楽しく生活できることを保障する。

宮城野児童館では具体的に次のような取り組みを行います。

赤ちゃん連れの親子から中高生まで自由に遊び、のんびり過ごせる居場所。高齢者も地域の誰でもが集いあえる場所。子どもたちを地域で包み込み、子育てを支援する「くつろぎ、やすらぎの場」～そういう児童館をつくります。児童館でできる子育て支援は、次のような内容です。

ⅰ）子育てサロン

～ランチタイム・カフェコーナーを設け、親子の自由な居場所、子育て相談の場にする。

ⅱ）児童館主催の乳幼児クラブ

～「幼児クラブ」「赤ちゃんサロン」「ぷちぷちあそびタイム」等、登録制と自由参加制の２本立てで開設する。

ⅲ）会員制「子育て支援クラブ」（ボランティア組織）の再建をめざし、「地域で子育て」を実践していく。

ⅳ）幼稚園・保育所関係者や保健師、民生児童委員を講師に招き、「子育て講座」を開く。

ⅴ）高校生の赤ちゃんとふれあう移動教室などを通して、「未来の主役は、子どもたち」

を互いに認識していく。

ⅵ）子育てに関する親の声に丁寧に耳を傾け、相談に応じ、要望にも応えられるように努めていく。

ⅷ）職員が、子育て問題の認識を高める研修に努める。

② 地域特性を考慮したサービス提供の考え方及び内容

当地域は、乳幼児を持つ若い親たちが多く、しかも二人以上の子どもを持つ家庭が多いところです。また、転勤族が多く、地域に身寄りや知人が少ない親たちが居場所を求め、話し相手を探し、コミュニケーションを求めています。

この地域における子育て支援事業として

ⅰ）登録制の幼児対象のクラブ

３歳児対象の「きらきらクラブ」２歳児対象の「ぽかぽかクラブ」の例会を毎月実施し、親子の交流、仲間づくりをしながら、子育てに生かしていく場とします。

～集団ゲーム、リズム遊び、絵本の読み聞かせ、むかしばなし、紙芝居、人形劇、工作・絵画・粘土遊び、四季折々の行事を取り入れた遊び

ⅱ）０～１歳児対象の「赤ちゃんサロン」

毎月例会を実施し、子育ての悲喜こもごものおしゃべり・絵本やわらべうたでの楽しみ、育児相談の会にする。

ⅲ）幼児親子対象の随時参加できる、『ぷちぷちあそびの会』を開催する。

ⅳ）地域活動している様々なサークルへの活動の場を提供する。

ⅴ）ランチタイム・カフェコーナー

ランチタイムは月～金の毎日設け、親子の交流の場にする。カフェを毎月運営する。

ⅵ）おはなしポケット

毎月、午前中の親子連れ対象の「絵本」「紙芝居」「わらべうた」「手遊び」等々さまざまな子どもの遊びの文化を地域の読み聞かせボランティアや職員や来館者親子が演じながら文化を共有していく。

ⅶ）引きこもりの親、仲間がいない親などを児童館に呼び込むための広報活動に努める。

ⅷ）子育てサークルへの支援を推進する。 ― 場の提供と側面的支援

ⅸ）中高生による「ふれあい赤ちゃん」体験を通して、「未来の主役は子ども」を互いに認識していく。

ⅹ）常に開かれた「子育て相談」の場にしていく。　～不登校、気になる子ども、友人関係、家族の問題等々

ⅺ）「子育て支援クラブ」の再建をめざす。

幅広い年齢層の会員で組織し、毎月定例的に活動できるような活動事例の収集に努め、次年度の再開を目指す。

（５）地域交流推進

① 地域交流推進にあたっての理念及び基本方針

宮城野地区にある児童館として、その存在を地域に周知していくことを続けて努力していきます。

子どもは、親や地域に「育てられる」と同時に、子ども自らが「育つ」力を持っているものです。現在、子どもたちは、希望を持ちにくい生活環境の中でさ迷っています。拠り所を求めて漂う時代の中にいます。だからこそ、子どもたちが「自ら育つ力」をつけていけるような視点での支援の場、環境づくりが求められています。その機能、役割　を持っているのが児童館であると思います。地域の力、全世代間交流による「みんなで子育て」の拠点施設として根付かせていきます。宮城野児童館から、地域で育つ子ども　たちを発信できるよう努めていきます。

このことを地域の方々に理解していただけるよう、常に門戸を開き、敷居の高くない誰からも親しまれ愛される児童館づくりに努めていきます。その中でも積極的に小・中　学校・高等学校や幼稚園・保育所（所）との交流連携、情報交換を進めます。また行事にも参加していきます。同時に児童館への来館を呼びかけ、行事への参画をも進めていきます。町内会等との交流も模索しながら、児童館活動の周知理解を図ってきます。地　域の力が児童館に反映されるように地域ボランティア募集に努めます。

さらに、地域の目で子どもたちを見守るという視点から、「地域見守り隊」の方との連携や民生委員・児童委員や町内会、さらに児童クラブ保護者の情報交換等で子どもたちのことを通して、地域交流推進を図っていきます。

地域の各専門機関関係者で構成する「児童館運営懇談会」を開催し、建設的なご意見を反映させる事業を展開させていきます。

ｉ）児童館と宮城野地域との連携事業の具体的な提案

ア 地域の学校・保育園・幼稚園との協力連携・交流に努めます。

イ 連合町内会との交流・連携を図り、地域行事や地区子ども会などと児童館行事との協力の可能性を探ります。

ウ 児童館行事を支援する地域の力を発掘していきます。

エ 仙台工業高校による演奏会を企画する。他に仙台工業高校各専門科の出前出張講座の依頼をします。

オ 高齢者福祉施設（老人ホーム、介護施設、ケアハウス等）を訪問し、子どもたちとの交流を図ります。

ⅱ）地域のボランティアの発掘に努め、各種クラブ活動への参画拡大の呼びかけＰＲを続けます。地域の人材による児童館運営への積極的な係わりを図っていきます。

ア 『みやぎの・こども映画館』では毎月１回、誰でも参加できる映画上映会を開催していきます。

イ 移動児童館として、児童クラブの子どもたちなどと地域の集会所などへの出前公

演を行い、地域の幼児親子や老人クラブの方たちとのふれあい交流をすすめます。

（６）放課後児童健全事業

① 放課後児童健全事業に対する考え方及び内容

保護者が就労等で放課後家庭が留守になる子どもたちの居場所として、「児童クラブ」が果たす役割の重要性に応えていけるよう、安全・安心・快適な「生活の場」を保障していきます。

(a)登録承認児童総数　１３９名　＜不承認なし＞

１年―４４名／要支援児　０名

２年―３９名／要支援児　２名

３年―３９名／要支援児　０名

４年―１７名／要支援児　１名

※延長利用者数　３名＜１年；１７名　２年；１０名　３年；１１名　４年；５名＞

(b) サテライト室（第２児童クラブ―分室）と本館クラス分けで対応

大規模児童クラブ対応として、宮城野小学校教室に増設するサテライト（分室）として第二児童クラブを昨年度に引き続き開設するとともに、今年度も 130 名を超える申込みがあり、本館のクラス分けを行い、希望者全員を受け入れます。

分室と本館との交流を密にして、子どもたちに満足感を満たせるよう工夫をしていきます。

(c) 保護者・学校との連携を密にしていきます。

(d) 障害のある要支援児童は、全員入会承認。

健常児との共生の大切さが伝わる日常の活動生活を推進していきます。また、バリアフリーへの配慮、虐待、不登校、はみ出し、引きこもり等で悩む子どもたちへの相談、支援にも努力していきたいと思います。

② 保護者、学校、留守家庭児童会等との連携の考え方及び内容

保護者の我が子を預ける不安は大きく、その期待度は高いものがあります。安心して放課後を任せるには、児童館職員及び児童館運営に対する親との信頼関係が不可欠です。保護者が放課後、子どもを保育できない状況に共感し、共同で子どもを守り育てるという認識を持つことが、信頼を築いていく基盤になります。そのためにも、児童館が地域の中で、信頼され親しまれる子育て支援の拠点でなければならないと思います。

【保護者との連携】

・「連絡ノート」を活用し、保護者との連絡連携を密にしています。

・年３回程度の児童館主催の保護者会を持ち、児童クラブ運営の問題点や改善策を考えていきます。

・児童クラブだよりを毎月発行し、活動の様子を伝えます。
・自主的な組織である『親の会』の結成を呼びかけます。組織されたときは、会員の総意で「児童クラブ親の会」を運営します。

▽１７１災害用伝言ダイヤルの利用方法を保護者に知らせ、利用訓練も行います。
【学校との連携】
▽相互に、児童クラブ関係の窓口を決めて、子どもの様子や互いの行事等の情報交換を密にします。また担任をはじめ、関係学校職員との話し合いの場を持ち、子ども一人ひとりについての情報交換をし、子ども理解を図ります。
【保護者の要望・願いを受け止めながら】
▽保護者の声を受け止める姿勢を保ち、可能な限り、実現していくよう努めていきます。
③要支援児童等、支援を要する児童の利用に対する考え方
障がい児の放課後の居場所が少なく、閉じこもりや孤立が社会問題となっています。児童館は、障害を持つ子どもたちも健常児も一緒に集まり、遊びあうところです。障がい児に、常に門戸を開いているのが児童館です。障がい児と健常児との遊びと交流は、互いの感化、学びあいを通して、人間的成長を促します。また、障害を持つ親にとっても、働きやすい環境が整い、自分の時間が持てる機会をうみだすことが可能になります。
人間はお互いの人権が尊重され、互いに助け合い、学び合いながら生きています。差別、蔑視、偏見、排他をなくし、一人ひとりの良さを見つけ、認め、共感していくことが共生社会として求められ、人間社会の基本です。このような人としての在り方、生き方を学ぶ場に児童館にしていきたいと思います。障がい児をごく自然に受け入れる児童館は、館内に温かい風がゆったりと流れます。障がい児の来館で人間の共生の大切さを会得します。障がい児受け入れ歓迎を地域に情報発信し、児童館を拠点として、地域での障がい児とその家族の支え合いを目指していきます。
また、バリアフリーへの配慮、虐待、不登校、はみ出し、引きこもり等で悩む子どもたちへの相談、支援にも力を注ぎたいと思います。

（７）事故防止・防犯・防災対策について
①事故防止・防犯・防災に対する考え方及び内容
児童館は、何よりも安全・安心の施設でなければなりません。第一に、利用者全員の生命を預かるという使命感を忘れてはなりません。次に、不審者から守るという任務も担うことになります。ですから、さまざまな犯罪や事件が起こらない手立てを講じなければなりません。また、実際的な防災計画の策定、日常の訓練の実施、非常事態への落ち着いた適切な対応が求められます。それぞれを想定した備えと訓練こそが重要であると考えます。
【事故防止、防犯、防災に対する考え方と対応方法】

利用者の生命を預かる使命感に徹し、安全、安心の場に努める。また、不審者等から守る任務も常に念頭に入れていきます。

常時、安全点検に努め(毎日点検表記載)、毎月 1 日を施設設備・遊具の安全点検、年 2 回は、防災訓練を警備保障会社、消防署、警察署と連携をとりながら実施します。

特に不審者対策をかねて、来館者には職員が先に声がけをするように努めます。また、午後 6 時以降は自動ドアの電源を切り、チャイムを合図に職員がドアを開けるようにします。他防災　　防犯用具を整備します。

ⅰ）利用者の事故の防止

ⅱ）職員の事故の防止

ⅲ）危機管理マニュアル策定

【事故、災害、緊急時への対応体制】

ⅰ）非常事態に備えた職員組織体制

ⅱ）指揮・連絡系統図、職員分担図、災害時対応のフローチャート等の作成

ⅲ）ヒヤリハット集（アクシデント事例）を作成し、事故の再発防止に努める。

ⅳ）子どもたち及び来館者への日ごろの教育、啓蒙を図る。

② 事故・災害・緊急時への対応体制等

【非常事態に備えた職員組織体制の確立】

ⅰ）来館者の生命安全を第一に、110 番、119 番への連絡を念頭におく。

ⅱ）館内緊急放送及び直接指示による迅速、沈着、整然とした避難、処置の的確な対処、対応を行う。

ⅲ）関係機関への速やかで正確な情報連絡を行う。

ⅳ）具体的な防災計画書を作成し、その周知徹底のための、館内研修、及び定期的な防災訓練を実施する。

ⅴ）消防署、警察署、保健所、防犯協会、交通安全協会等との館内研修会を実施する。

ⅵ）地域の指定避難箇所の周知確認と点検をする。

ⅶ）館内の安全点検と安全な遊び、活動の指導と呼びかけ啓蒙をしていく。

ⅷ）警備会社、最寄りの交番との連携を常時図っておく。

ⅸ）ＡＥＤを設置し救命講習を受講する。

【指揮・連絡系統図と分担、防災マニュアル、災害時対応のフローチャートの作成】

ⅰ）館長が指揮をとる。

ⅱ）職員は、各自の分担職務にあたる。

ⅲ）来館者の人数確認と掌握。

ⅳ）重要書類・緊急持ち出しを的確に行う。

ⅴ）怪我、病気等への対応マニュアルを徹底する。

ⅵ）保護者への確実な連絡と指示を行う。

【子どもたち及び来館者への日ごろの教育、啓蒙を図る】

③ 利用者の衛生管理についての考え方及び内容

児童館における安全安心の維持管理に加えて、衛生管理の重要性にも配慮します。

児童館の衛生状態が原因で、通院治療が必要となったというようなケースが出てこないためにも、館内外の衛生管理状態を把握して、常に良好な状態の保持に努めます。また、保護者への保健衛生に対する啓蒙（子どもへの指導、しつけ、生活習慣の改善等）をしていきます。

ｉ）子どもたちの衛生状態、衛生管理（特に感染症）について、保健所の指導を受け、館内研修の実施等、職員の意識向上と適切な衛生指導、管理の徹底を行います。

ア 正しい手足洗いの励行、水飲み場、足洗い場の衛生管理とうがいの励行、各手洗い場にはペーパータオルを設置しています。

イ トイレの正しい使用と衛生管理

ウ 飲食時の衛生指導―食物アレルギー等の留意

エ ハンカチ、ちり紙の所持、清潔な衣類の着用、清潔な頭髪と爪等の呼びかけと指導

オ 感染症（新型インフルエンザ等）については、予防・発症後対応マニュアルの下に対応

消毒用には、液体石けんやピューラックス消毒液を常備し利用を呼びかけます。

利用者の多い小学校区で感染症が流行の場合は、児童館掲示板などで利用者へ知らせます。

ⅱ） 館内外の清掃の徹底を実施していきます。

―毎日の清掃と年に２回の全館清掃を業者に委託

（８）施設の維持管理等について

① 施設の管理全般に対する考え方及び内容

ｉ） 警備保障会社(セコム)と業務委託をし、夜間・休館日の施設管理をお願いします。

ⅱ）組織図に基づいた指揮系統の下に、管理に係る問題が生じた時は、仙台市ならびに関係諸機関に相談連携し、迅速に対応します。

ⅲ）常に安全に留意し、不具合が生じた時、直ちに担当業者に連絡して適切な対応を要請しています。

② 施設の維持管理に係る個別事業の考え方及び内容

ｉ）開館日毎日の清掃は、業者(明光ビルサービス)に業務委託します。

また年２回の定期清掃で窓掃除(窓ガラス・網戸)と床のワックスがけ清掃を実施します。

ⅱ）自動ドアや消火設備点検も業務委託します。

ⅲ）館の敷地内の花木の手入れに努め、毎年業者に害虫駆除を依頼しています。

③ ごみ減量やエネルギー削減等環境に対する配慮

ⅰ）市環境行動計画の周知徹底に努め、節電・省エネ・節水等身近なことから実践します。ごみ発生抑制については、数値目標を明確にして、取り組んでいきます。

ⅱ）児童館利用者自ら電気や水を節約できるように、子どもたち・大人たちとごみや環境に関しての取り組みを行います。

ⅲ）利用者に工作材料としての牛乳パック・ペットボトルなど廃材の寄贈の呼び掛けを続けます。

ⅳ）有機性廃棄物リサイクルとして生まれ変わった堆肥を積極的に使用しての花壇づくり、プランターでの野菜づくりを続けます。

ⅴ）紙のリサイクル

・児童クラブ室に紙のリサイクルボックスを置き紙のリサイクルを子どもとともに進めます。

・お茶タイムではコップ持参を勧め、紙コップの使用を減らします。これを「エコ作戦」と名づけ、視覚的にごみの減量がわかるようにします。

ⅶ）用紙・ダンボールは営業用ごみとせず、地域の製紙業者に運んでリサイクルに生かします。

ⅷ）営業ごみは量を記録し、袋の数と重量を数量化します。

工房　歩歩　事業計画書

1　基本方針

地域で生活する障がいのある方々が「働くこと」を通して、一般就労や生産活動を行う中から働く事の楽しさを知り、また、生活していく力を養い、社会的自立に向け訓練から雇用までのステップアップを実現する事を目的に支援を図ります。

2　施設運営の方針

（1）　利用者の適性、個性を大切にし、生きがいを持って働くことができるように支援する。

（2）　地域社会との関わりや保護者及び関係機関・団体との連携を図りながら、利用者の社会的経済的な自立促進を目指す。

（3）　経営基盤を安定させ、地域に貢献できる組織作りを目指す。

3　事業内容

事業名	サービス種別	職員構成	員数
工房歩	就労継続Ｂ型	・管理者（サビ管を兼務）	１人
		・サービス管理責任者	１人
		・職業支援員	１人
		・生活支援員	１人

4　各事業の取り組み

【就労継続支援Ｂ型事業】

項　目	具体的内容
個別支援計画	菓子（パン）製造及び清掃作業を通して、個々の役割を明確にし、作業を細分化することで障害の程度に関係なく利用者様がやりがいをもって活動でき、一般就労へステップアップできるように長期・短期目標を設定して計画的な支援を行ないます。
訓練	事業所内及び、事業所以外（施設外就労）において、作業を通して技術の習得や社会人としてのマナーの習得、コミュニケーションスキルの向上を図り、日常生活のリズムの構築と作業の継続性を習得するための訓練を行ないます。

生産・清掃活動	菓子製造及び、清楚作業の作業スキル向上と社会参加するうえで必要な「挨拶」「身だしなみ」「会話」などのスキルの向上を図ります。 ※食品製造（食パン・菓子パン等の製造・包装・販売作業） ※7~8 月頃を予定にパン製造を縮小・終了し、新事業へ移行 ※清掃作業（清掃業務を委託された施設の清掃作業） ＜工賃の支払＞ 上記生産・清掃活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。菓子製造（基本時間給 50 円）、清掃作業（基本時間給 100 円）からのスタートとなり、作業評価（自己評価+職員評価）を年 2 回（2 月、9 月）実施して基本時間給に評価給（10～100 円）を上乗せします。事業所の収入状態に応じて基本時間給も見直しを行なっていきます。
健康管理	年 1 回の健康診断（坂総合病院）実施及びｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞの予防接種、毎月の検便検査などを実施しながら、利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行ないます。健康保持、傷害時の適切な支援を行ないます。
欠席時の対応	当日急に休まれる場合、連絡がなく休んだ場合には、安否確認を含め電話連絡等必要な支援を行います。また、５日以上連続して利用がなかった場合は利用者様ご家族の同意のもと、ご自宅を訪問して相談や支援を行います。

5　関係機関との連携

（1）　法人内他施設、事業所との連携を通して、相談支援システムや地域住民・社会資源・関係団体等とのネットワークの構築を図る。

（2）　地域関係機関、専門機関との連携を強化し、地域の機関とともに就労支援を展開する。

（3）　先駆的な取り組みをしている施設・事業所を見学し、より良い支援方法を取り入れていく。

6　行事等

（1）　季節毎に年間の行事を定め、社会体験の機会となるよう支援する。

実施月	内　　容	実施月	内　容
4 月	交流会（カラオケ）	10 月	芋煮
5 月		11 月	社会見学（工場見学）
6 月		12 月	

7月	交流会（ボーリング）	1月	
8月		2月	
9月		3月	

7　地域との交流、地域資源の活用

（1） 地域行事等の参加を通し、地域に開かれたセンターの定着化を図る。

（2） 近隣公共施設を有効に活用し、社会体験の機会を持っていく。

8　情報公開、個人情報保護の取扱

（1）個人情報保護規定に基づく個人情報の適正な維持・管理を実施

イ　利用者及びその家族等の個人情報の保護の徹底

ロ　会報紙等への写真掲載に関する利用者及びその家族の同意

9　苦情及び相談への対応

（1） 苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置

（2） 受付制度及びその内容について、利用者及びその家族等のへ周知徹底

（3） 相談受付後は状況確認や改善等の対策を実施し、相談者へ速やかに対応していく。

１０　人材育成及び研修計画

（1） 内部研修

イ　障害特性等理解のための研修の実施

ロ　個別支援計画検討会の実施

ハ　伝達研修の実施

ニ　法人で開催する採用時研修と継続研修への参加

（2） 外部研修

イ　各関係機関の開催する研修への参加

ロ　資格取得のための研修受講（サービス管理責任者等）

ハ　先駆的に事業を開始している施設への見学研修の実施

１１　防災計画

（1）　避難誘導訓練の実施・・・年２回（５月、11 月）

（2）　防災器具、設備の自主点検の実施

１２　職員の健康対策

（1） 職員の定期検診の実施・・・年１回

障がい児者サポートセンター　てとて

1　各事業の基本方針

（1）【児童部門】

住み慣れた地域で相談から療育までのワンストップでの支援、そして幼児期から少年期までのライフステージで個々の状況に応じた専門性のある支援が多機能に提供できるセンター機能の定着を図ります。

（2）【就労部門】

地域で生活する障がいのある方々が「働くこと」を通して、一般就労や生産活動を行う中から働く事の楽しさを知り、また、生活していく力を養い、社会的自立に向け訓練から雇用までのステップアップを実現する事を目的に支援を図ります。

（3）【相談部門】

身体・知的・精神など障がいのある方や、その家族が抱える様々な悩みや困りごとについて相談を受け、必要な福祉サービス計画を作成しながら、福祉の制度及び地域にある資源の情報を提供します。また、各機関と連絡調整を図りながら、利用者のニーズに応えるよう努めます。

2　施設運営の方針

【児童部門】

（4）　個々の発達状況に合わせた早期かつ専門性をもった支援の実施

（5）　地域関係機関・専門職及び家族との連携による発達支援の実施

（6）　ライフステージに対応した支援体制の構築

（4）相談から療育まで一貫した支援が可能な児童発達支援センター機能の定着化

（5）地域に開かれた児童発達支援センター事業の展開

【就労部門】

（1）　利用者の適性、個性を大切にし、生きがいを持って働くことができるように支援する。

（2）　地域社会との関わりや保護者及び関係機関・団体との連携を図りながら、利用者の社会的経済的な自立促進を目指す。

（3）経営基盤を安定させ、地域に貢献できる組織づくりを目指す。

３　児童発達支援事業所の取り組み

（１）　児童発達支援センター　りんごのほっぺ

重点目標・・・年間を通した利用率の安定

①取り組み内容

項　目	具体的内容
個別支援計画	障害児の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じ計画書を作成し、実施状況の把握、評価を実施していく。
集団活動	集団での遊び、運動、創作等の活動を企画、提供していく。
個別指導	個々の発達の状況に応じた運動遊び、感覚遊び、コミュニケーション支援を実施していく。
生活習慣	食事、排せつ、着替え、片付け等身辺面の自立に向けた支援を実施していく。
家族支援	家族からの医療・福祉・生活等のご相談に随時応じるとともに兄弟や保護者同士の交流の場を企画、開催していく。

②送迎サービス体制の整備

・事業所と自宅の往復の送迎を実施する。

③食事提供の体制

・当センターにて調理員が調理し、衛生に留意するとともに適温で提供を行う。

・隣接するくりの木保育園栄養士と連携を図り、年齢に応じた食事量及び内容で提供する。

・アレルギーの有無については、利用前に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書等で指示を仰ぐものとする。

④嘱託医による健康診断

・健康状態及び発達状態等の把握のため、健康診断を年に２回実施していく。

⑤行事、家族との連携・交流等

・季節毎に年間の行事を定め、季節行事の経験、小集団での社会体験の場としていく。

実施月	内　　容	実施月	内　容
５月	小遠足①	１０月	遠足
６月	保育参観①	１２月	保育参観②・クリスマス会
７月	小遠足②	２月	豆まき
９月	前期健康診断	３月	後期健康診断
		３月	修了式・保育参観③

※夏季期間…水遊び　　冬季期間…雪遊び

・家族とは常に発達状況の共有を図り、家族の不安軽減を図りながら一体になった発達支援を実施していきます。

（２）放課後等ディサービス　てくてく

重点目標：①安定した稼働率の確保

：②発達状況に応じた安心・安全な療育支援

：③利用者様の需要把握

①取り組み内容

項　目	具体的内容
個別支援計画	利用者様の障害特性を理解しつつ、家庭及び学校での生活状況等について情報を共有しながら個々に応じた計画書を作成し、支援実施状況の把握と評価を実施します。
集団活動	地域の社会資源（消防署の見学、介護施設との交流等）を有効に活用しながら、集団生活に必要なスキルを習得することができるサービスを提供します。
個別指導	個々の発達状況に配慮しながら、ADL の向上及び情緒の安定、コミュニケーションスキルの向上を目的とした支援を実施します。
生活習慣	一日の生活リズム（自宅⇒学校⇒放課後デイ⇒自宅）等を大切にしながら、基本的な生活習慣（着替え、片付け、排泄等）を身に付けることができるよう支援します。
家族支援	家族からの医療・福祉・生活等のご相談に随時応じるとともに兄弟や保護者同士の交流の場を企画、開催していく。

②送迎サービス体制の整備

・学校から事業所、事業所から自宅までの送迎を実施する。

・休校日及び長期休校日は、事業所と自宅間の送迎を実施する。

③おやつの提供

・アレルギーの有無については、利用前に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書等で指示を仰ぐものとします

・自分たちでおやつを作る機会を提供します。

④行事、家族との連携・交流等

・季節毎に年間の行事を定め、季節行事の経験、小集団での社会体験の場としていく。

実施月	内　　容	実施月	内　容
４月	お花見	１０月	紅葉狩り
５月	社会見学	１１月	社会見学
６月	茶話会　遠足	１２月	クリスマス会
７月	親子クッキング	１月	雪遊び
８月	電車体験	２月	豆まき
９月	芋煮会　遠足	３月	ひな祭り

※7 月～8 月学校夏休み　※12 月下旬～1 月上旬学校冬休み
※3 月下旬～4 月上旬学校春休み
（3）保育所等訪問支援　てとて
重点目標・・・事業内容の周知
【取り組み内容】

項　目	具体的内容
個別支援計画	障害児の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じ計画書を作成し、実施状況の把握、評価を実施していく。
訪問支援	保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援（利用者及び保育士等へ）を実施していく。
家族支援	家族からの医療・福祉・生活等のご相談に応じるとともに、希望に応じて療育技術の指導を実施していく。

（4）相談支援事業所てとて
重点目標・・・①障がい児者サポートセンターてとて各事業所への新規利用者紹介
②てとて全事業所の稼働率の向上

項　目	具体的内容
計画の策定	相談に来所された方のアセスメントを実施し、当事者及び家族のニーズに寄り添った計画書を作成します。
訪問支援	計画策定後の定期的なモニタリングを実施します。
家族支援	家族からのニーズに応じて、医療・福祉・行政等と連絡調整を図ります。

4　就労支援事業所の取り組み
①【就労移行支援事業】
重点目標・・・就労支援事業改善のため事業休止（平成 29 年 4 月より）

項　目	具体的内容
個別支援計画	就労移行支援に必要なプログラム（事業所内での生産活動及び社会適応訓練、現場実習）を基本とした就労支援の実施し、利用者の意向を踏まえた支援を行います。
訓練	事業所内外にて、一般就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。適正にあった職場への就労、定着を図ることを目標とします。
生産活動	生産活動の機会及び職業訓練、職場実習の場を提供します。 ※食品製造（弁当の製造）、職業訓練、実習等 ＜工賃の支払＞

	上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。
実習及び求職活動等の支援	本人の適正、希望に基づき、必要に応じた施設外支援（現場実習・求職活動・在宅就労等本事業所以外で行う作業）や施設外就労（一般企業にて職員が付き添う作業）を行います。
健康管理	利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行います。健康保持、傷害時の適切な支援を行います。

②【就労継続支援Ａ型事業】

重点目標・・・年間を通した利用率の安定

就労支援事業収支の改善

項　目	具体的内容
個別支援計画	生産活動の中で適正な役割及び作業を提供しながら、利用者様の作業の継続性及び巧緻性を伸ばす個別支援計画を作成します。
訓練	当事業所内において、生産活動を正確かつ適切に行うために必要な知識、技術、責任を習得するための訓練を行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ※食品製造（弁当の製造）、仕分作業、出荷作業、配達 ＜工賃の支払＞ 雇用契約を締結して生産活動に従事した場合は、労働基準法及び最低賃金法その他関係法令に基づき、賃金を支払います。
健康管理	利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行います。健康保持、傷害時の適切な支援を行います。

③【就労継続支援Ｂ型事業】

重点目標・・・年間を通した利用率の安定

受託業務の開拓

作業工賃アップ（10,000 円/月支給）

項　目	具体的内容
個別支援計画	生産活動の中で適正な役割及び作業を提供しながら、利用者様がやりがいをもって生産活動に参加することのできる個別支援計画を作成します。
訓練	当事業所内において、生産活動を正確かつ適切に行うために必要な生活リズムの構築及び継続性を習得するための訓練を行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ※食品製造（惣菜加工・委託業務作業、配達等）

	＜工賃の支払＞ 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。
健康管理	利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行います。健康保持、傷害時の適切な支援を行います。

④関係機関との連携

（４） 法人内他施設、事業所との連携を通して、相談支援システムや地域住民・社会資源・関係団体等とのネットワークの構築を図る。

（５） 地域関係機関、専門機関との連携を強化し、地域の機関とともに就労支援を展開する。

（６） 先駆的な取り組みをしている施設・事業所を見学し、より良い支援方法を取り入れていく。

⑤送迎サービス体制の整備

（１） 多機能型就労支援事業所てとて古川を利用時には、事業所と自宅（停留所）の往復の送迎サービスを実施する。(停留所に関しては、利用者と協議の上検討する)

⑥食事提供の体制

（１） 利用時の昼食は、てとて古川の給食を提供する（実費・・・150 円)。

（２） 昼食については、希望する方に提供する。

（３） アレルギーの有無については、利用前に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書等で指示を仰ぐものとする。

⑦行事等

（２） 季節毎に年間の行事を定め、社会体験の機会となるよう支援する。

実施月	内　　容	実施月	内　容
４月	お花見	１２月	クリスマス会
８月	夏祭り		
１０月	芋煮会		

※上記以外の月に関しては、利用者と協議の上行事等を企画をしていく。

（２）家族、兄弟・姉妹児が一緒に参加できる行事を開催し、家族間での交流を図る。

（３）近隣保育所等と合同での行事を開催し、交流を図る。

５　地域との交流、地域資源の活用

（３） 地域行事等の参加を通し、地域に開かれたセンターの定着化を図る。

（４） 近隣公共施設を有効に活用し、社会体験の機会を持っていく。

６　情報公開、個人情報保護の取扱

（１）　会報「てとて」の発行　・・・年３回（6 月、10、2 月）

（２）個人情報保護規定に基づく個人情報の適正な維持・管理を実施

イ　利用者及びその家族等の個人情報の保護の徹底

ロ　会報紙等への写真掲載に関する利用者及びその家族の同意

７　苦情及び相談への対応

（４） 苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置

（５） 受付制度及びその内容について、利用者及びその家族等のへ周知徹底

（６） 相談受付後は状況確認や改善等の対策を実施し、相談者へ速やかに対応していく。

８　人材育成及び研修計画

（３） 内部研修

イ　障害特性等理解のための研修の実施

ロ　個別支援計画検討会の実施

ハ　伝達研修の実施

ニ　法人で開催する採用時研修と継続研修への参加

（４） 外部研修

イ　各関係機関の開催する研修への参加

ロ　資格取得のための研修受講（児童発達支援管理責任者等）

ハ　先駆的に事業を開始している施設への見学研修の実施

９　防災計画

（３）　避難誘導訓練の実施・・・年３回（7、9、11 月）

（４）　通報訓練の実施・・・年２回（8、12 月）

（５）　防災器具、設備の自主点検の実施

１０　職員の健康対策

（２） 職員の定期検診の実施・・・年１回